



「畜産 ABL 融資」に関するアンケート調査結果報告書  
(畜産 ABL の融資動向と一般担保化の現状と課題)

2021年3月

公益社団法人 中央畜産会

## 1. 背景・目的

畜産経営は、その施設整備や家畜導入に多額かつ一定間隔での資本投下が必要であるが、一方で、その大部分の経営形態において生産サイクルが長いこと等もあり、資本回収までの期間が長期にならざるを得ないという特徴を有している。したがって、経営の維持発展を期する上で、経営の規模拡大を行う場合や新規就農の場合における多額の資金をいかに有利な条件でかつ安定的に確保するかが課題となっている。

中央畜産会では、畜産動産担保融資(asset-based lending。以下「畜産A B L」という。)の推進を図るため、これまで金融機関をはじめとする関係者の方々の協力を得て、「畜産A B Lの円滑な導入・定着のためのマニュアル」の策定、畜産A B Lに関するパンフレット等を作成し、金融機関の皆様や畜産関係機関へ配布するとともに、その活用促進に努めてきたところである。

また、平成30年度及び令和元年度においては、全国の金融機関の協力を得て、「畜産A B L融資」に関するアンケート調査を実施し、畜産A B Lの取扱状況等を調査するとともに、その結果についてはアンケート調査で協力を得た金融機関及び都道府県、道府県畜産協会等関係団体に配布したところである。

さらに、令和2年度においては、平成30年度及び令和元年度において実施した「畜産A B L融資」に関するアンケート調査結果のうち、畜産A B Lに取り組んでいる(取扱実績はないが取扱体制は整っているものを含む。)と回答のあった金融機関の協力を得て、畜産A B Lの融資動向、動産担保の一般担保化の現状と課題等の実態を把握するため、より具体的な調査を行い、その結果のとりまとめを行った。

## 2. アンケート調査の実施要領

- ・調査名称：「畜産A B L融資」に関するアンケート調査
- ・調査対象：129金融機関
- ・調査方法：郵送
- ・調査期間：令和2年8月17日(発送)～2年9月4日
- ・有効回答：95金融機関(回収率73.6%)

## 3. アンケート調査の結果

### (1) 金融機関別調査数

	配布数	回答数	回収率(%)
銀行等	58	45	77.6
農協等	71	50	70.4
計	129	95	73.6

(注)銀行等とは、銀行、信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫である。

農協等とは、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫である。

## (2) 調査結果及び分析

調査結果は、別添の「畜産A B Lの融資動向と一般担保化の現状と課題」のとおりである。

なお、分析に当たっては、東京農業大学国際食料情報学部 食料環境経済学科の野口敬夫准教授にお願いし協力を得た。

### (参考)

- 「畜産A B L融資」に関する調査表
- 畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会委員等名簿(令和2年度)
- その他
  - 畜産A B Lに関する記述の参考文献としては、当中央畜産会の畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会委員である公益財団法人日本農業研究所客員研究員 両角和夫氏の「農業金融の新たな融資手法としてのA B Lの活用と課題」(日本農業研究所報告『農業研究』第31号、2018年12月)があります。日本農業研究所のホームページ <https://www.nohken.or.jp>

# 畜産 ABL の融資動向と一般担保化の現状と課題

## —金融機関へのアンケート調査分析—

東京農業大学 国際食料情報学部

食料環境経済学科

野口 敬夫

### 1. 調査の目的と調査対象・集計方法

TPP11 協定、日本 EU・EPA、日米貿易協定など大型 FTA・EPA の発効により今後さらなる国際競争が見込まれるなか、畜産業では生産基盤の強化に向けた取り組みが進展している。特に生産コストの削減に向けた規模拡大や、増頭・増産に伴う新たな飼養管理技術や畜舎の新設・増設などが進められる一方、後継者がいない家族経営が地域の担い手に経営資源を継承する場合には、規模拡大はしないものの、畜舎や機械等の整備が進展している<sup>注1)</sup>。

このような畜産経営の動きに伴い多様な資金需要が発生するなか、資金調達手段の一つとして注目されるのが、畜産動産担保融資（以下、畜産 ABL）である。畜産 ABL は、増頭や施設導入のための資金調達が可能であるとともに、家畜飼養状況などの定期的な報告が伴うため、経営管理の強化にも繋がる<sup>注2)</sup>。

中央畜産会はこれまで畜産 ABL の基本スキームや論点の整理、先進事例の調査、畜産 ABL の推進に取り組んできた。平成 30 年度には全国の金融機関のうち農協系統金融機関を除く金融機関を対象に畜産 ABL の取組みについてアンケート調査が実施された。具体的には、畜産 ABL の融資実績、モニタリング内容、融資先が返済困難な状況となった場合の対応策、畜産 ABL を開始する際の課題や解決策などを明らかにした。令和元年度には、畜産経営者にとって身近な金融機関である農協系統組織を対象に畜産 ABL の取組状況に関するアンケート調査を実施し、畜産 ABL の貸付状況や畜産 ABL スキームの詳細として、モニタリングの実施方法やデフォルト時の対応について明らかにしている<sup>注3)</sup>。

しかし、これらのアンケート報告書では、動産担保の一般担保としての取扱いについては調査を実施しておらず、その解明が課題として残された。そこで、中央畜産会は畜産 ABL における動産担保の一般担保化の動向について、令和 2 年度にアンケート調査を実施した。

本稿は、このアンケート調査を分析し、畜産 ABL の融資動向と動産担保の一般担保化の現状と課題等について明らかにすることを目的とする。

本調査では、平成 30 年度及び令和元年度に調査を実施した全国の銀行等（銀行、信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）や、農協系統（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫）のなかで、畜産 ABL に取り組んでいると回答した金

融機関を対象にアンケートを行った。

合計 129 カ所（銀行等 58 カ所、農協系統が 71 カ所）の金融機関にアンケートが配布され、回答数は 95 カ所（銀行等が 45 カ所、農協系統が 50 カ所）で、回収率は約 73.6%（銀行等が 77.6%、農協系統が 70.4%）であった。

## 2. 調査結果

### (1) ABL（全業種対象）の融資実績・一般担保化について

#### 1) ABL（全業種対象）の融資実績

ABL（全業種対象）を取り扱い始めた（もしくは取り扱えるようになった）時期（図 1-1）については、回答数 89 件のうち、平成 20 年までに開始したのが 28 件で全体の約 31% を占める。平成 20 年以降、特に取扱開始が集中した時期はみられないが、金融機関別に比較すると、農協系統より銀行等の方が取扱開始時期は若干早い。

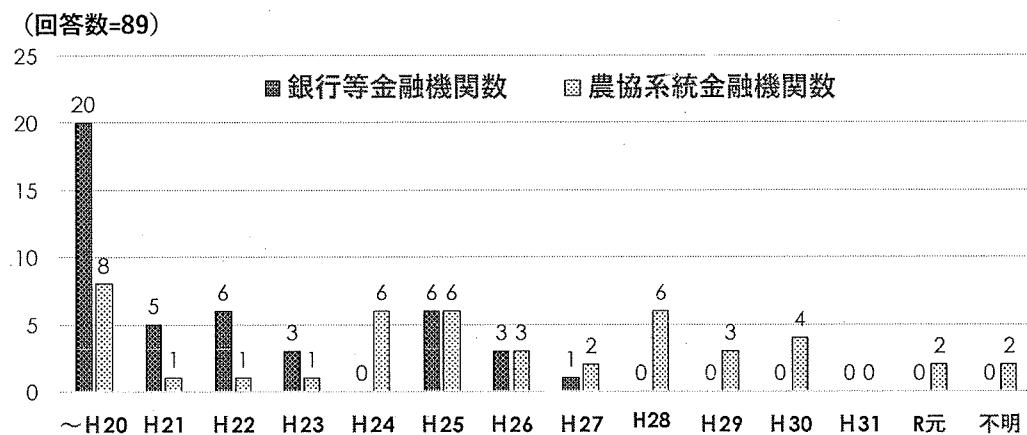


図1-1 ABL取扱開始時期（銀行等・農協系統比較）

ABL 融資を取扱っていることの PR 等（図 1-2）については、「④特に PR 等はしていない」が約 66% で最も多いた結果となった。次いで「①取扱っていることをホームページ等に載せている」と「②ABL で融資した際にプレスリリースしたことがある」が同割合で約 17% となっている。金融機関別にみると、農協系統は①の回答が 1 件、②が 0 件であったが、銀行等は①の回答が 15 件、②の回答が 16 件と、農協系統と比べるとホームページやプレスリリースで PR を実施していた。「⑤その他」の PR 方法としては、チラシ等を店頭に設置するなどの回答がみられた。また、農協系統では生産者の会議、研修会等で畜産 ABL について案内しているとの回答もみられた。

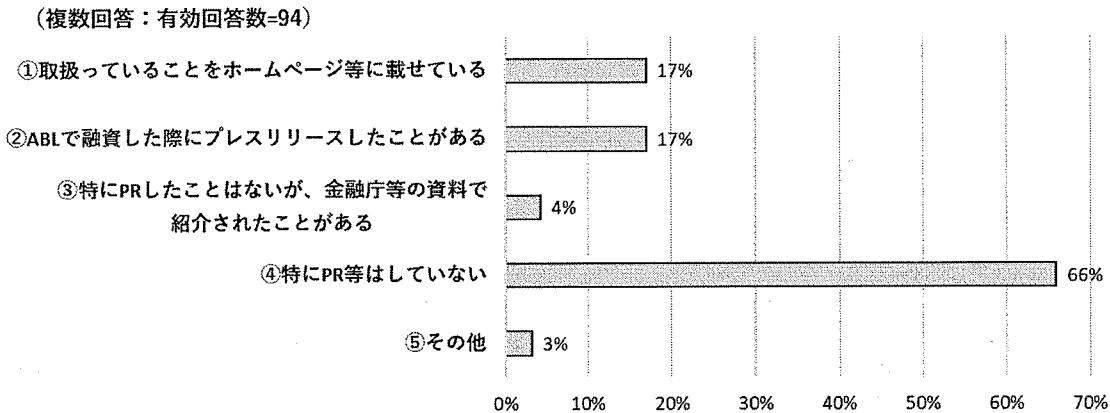


図1-2 ABL融資を取扱っていることのPR等

ABL融資の対象業種（融資を実施したことがあるか、もしくは融資可能か）（図1-3）について、「⑤農業・林業・漁業」が約89%で最も多く、次いで「①製造業」が約44%、「②卸売業」が約37%、「⑥医療・福祉業」が約35%であった。なお、「その他」では、太陽光発電パネル、建設業、不動産賃貸業、運輸業、等の回答がみられる。

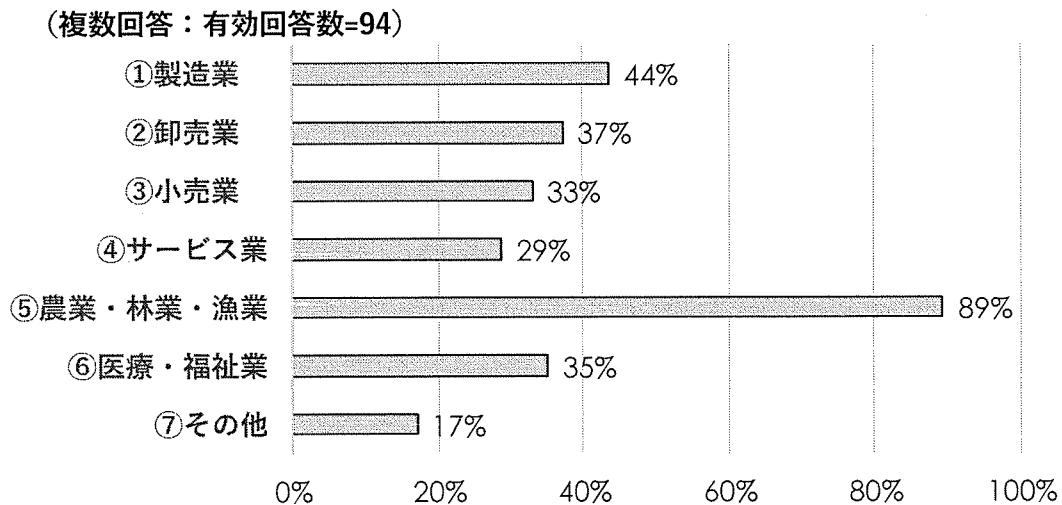


図1-3 ABL融資の対象業種

このABL融資の対象業種を金融機関別（図1-4）にみると、農協系統では「⑤農業・林業・漁業」が突出しているが、銀行等は①～⑥まで多様な業種への融資がみられる。

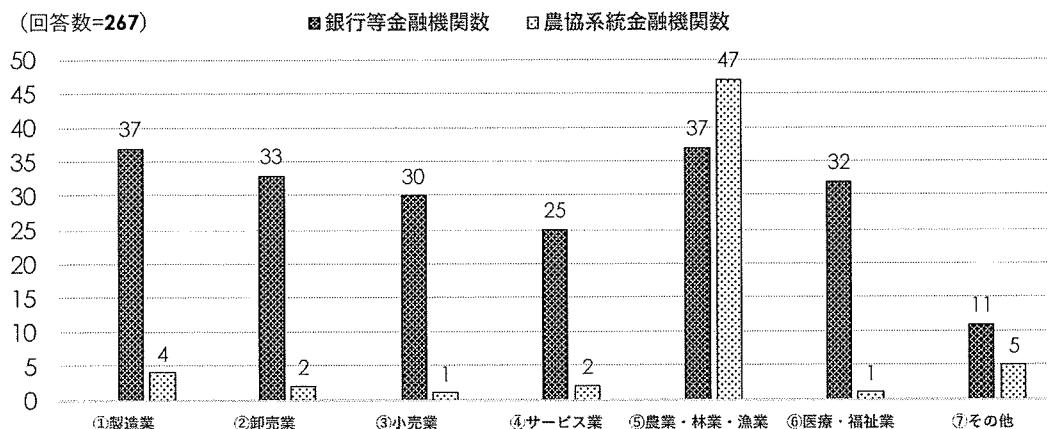


図1-4 金融機関別のABL融資の対象業種（銀行等・農協系統比較）

ABL の担保物件（図 1-5）については、「①棚卸資産（製商品、仕掛品等）」が最も多く約 74% であった。次いで「②売掛債権（売掛金等）」が約 55%、「③車両機械設備」が約 43% であった。なお、「④その他」は家畜、診療報酬債権、太陽光発電パネル等の回答がみられた。

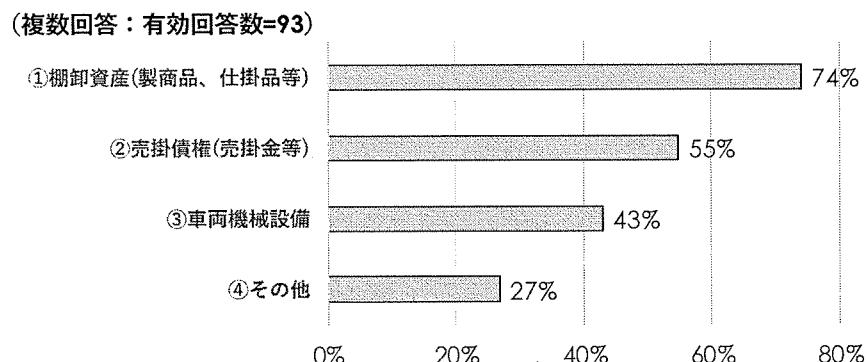


図1-5 ABLの担保物件

この ABL 融資の担保物件を金融機関別（図 1-6）にみると、銀行等では「②売掛債権（売掛金等）」が多く、次いで「①棚卸資産（製商品・仕掛品等）」となっているが両者に大差はない。農協系統では「①棚卸資産（製商品・仕掛品等）」が最も多い結果となっている。

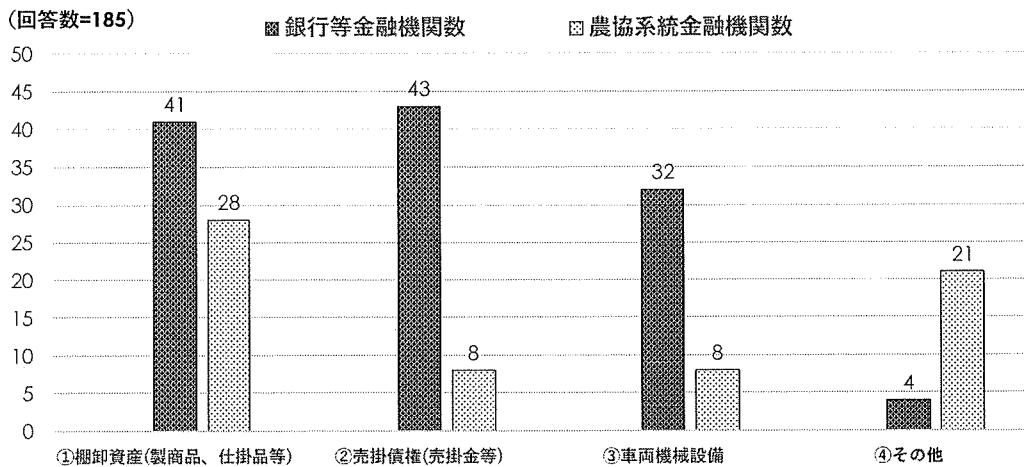


図1-6 ABLの担保物件(銀行等・農協系統比較)

近年の ABL の貸付件数をみると、①棚卸資産（図 1-7）については、回答数 68 件のうち、「ほぼ横ばい」が 45 件で約 66.2% と最も多い結果となった。次いで「減少傾向」が 17 件で約 25.0%、「増加傾向」が 6 件で約 8.8% であった。金融機関別にみても、「ほぼ横ばい」が多く、銀行等は約 59.5%、農協系統は約 76.9% を占めている。

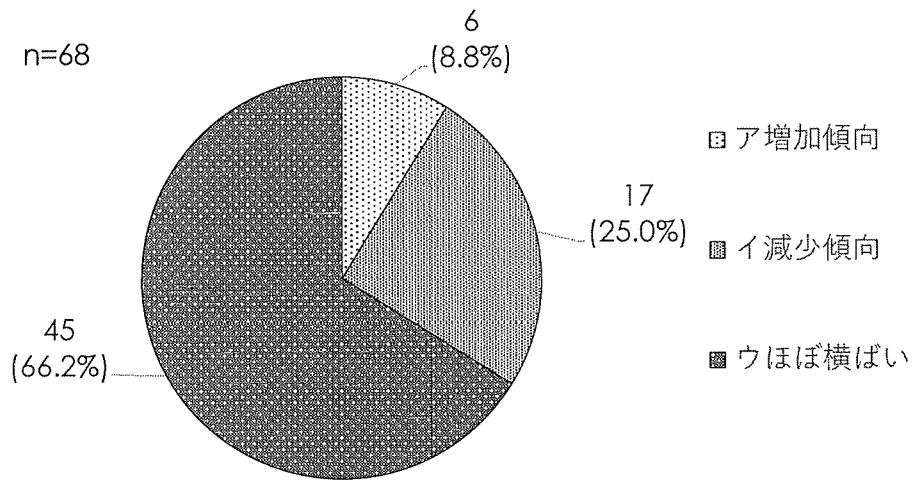


図1-7 ABLの貸付件数：①棚卸資産

②売掛債権（売掛け金等）（図 1-8）については、回答数 54 件のうち、「ほぼ横ばい」が最も多く 26 件で約 48.1% であった。次いで「減少傾向」が 23 件で約 42.6%、「増加傾向」が 5 件で約 9.3% であった。金融機関別にみても、「ほぼ横ばい」が多く、銀行等が約 46.3%、農協系統が約 53.8% であった。

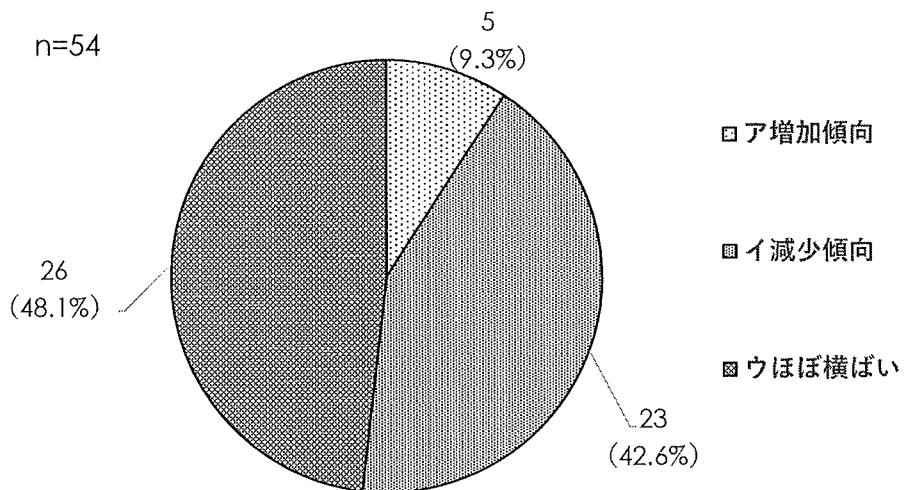


図1-8 ABLの貸付件数：②売掛債権

③車両機械設備（図1-9）については、回答数47件のうち、「ほぼ横ばい」が27件で約57.4%と最も多い。次いで「減少傾向」が16件で約34.0%、「増加傾向」が4件で約8.5%であった。金融機関別にみても、「ほぼ横ばい」が多く、銀行等が約61.7%、農協系統が約46.1%を占めた。

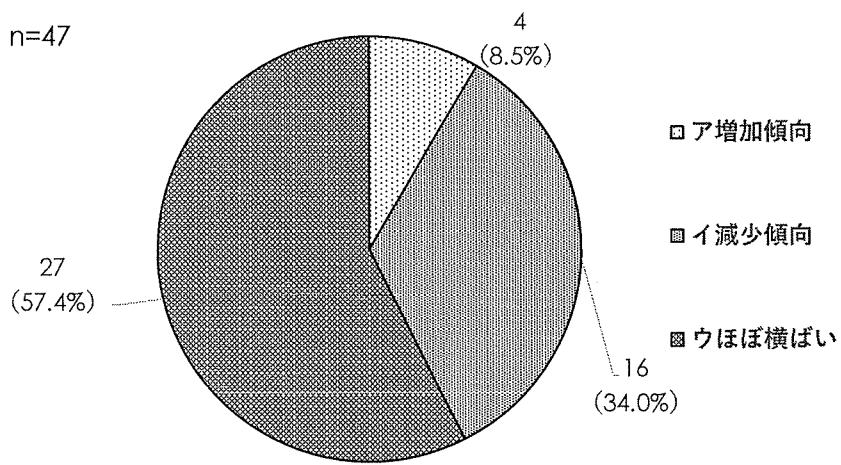


図1-9 ABLの貸付件数：③車両機械設備

続いて、ABLの貸付実行額をみると、①棚卸資産（図1-10）については回答数66件のうち、「ほぼ横ばい」が40件で約60.6%と最も多い結果となった。次いで「減少傾向」が17件で約25.8%、「増加傾向」が9件で約13.6%であった。金融機関別にみても、「ほぼ横ばい」が多く、銀行等が約56.0%、農協系統が約68.0%であった。

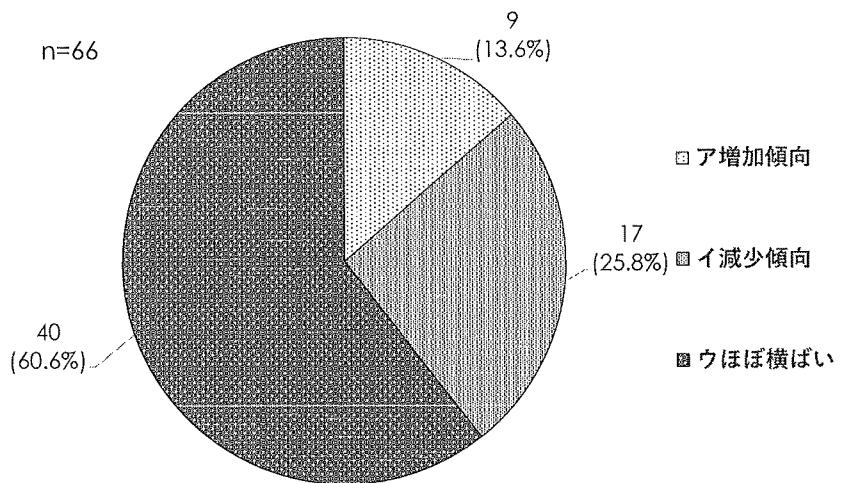


図1-10 ABLの貸付実行額：①棚卸資産

②売掛債権（売掛金等）の貸付実行額（図1-11）については、回答数54件のうち、「ほぼ横ばい」が28件で約51.9%と最も多い。次いで「減少傾向」が21件で約38.9%、「増加傾向」が5件で約9.3%であった。金融機関別にみても「ほぼ横ばい」が多く、銀行等が約48.7%、農協系統は約61.5%であった。

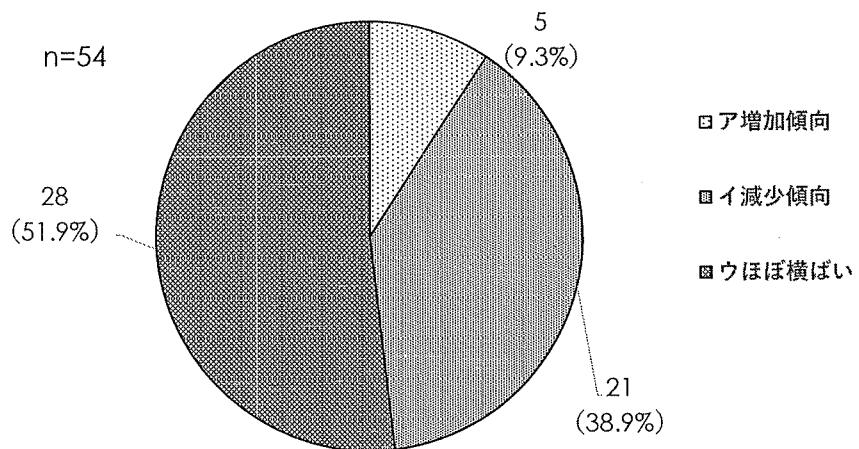


図1-11 ABLの貸付実行額：②売掛債権

③車両機械設備の貸付実行額（図1-12）については、回答数47件のうち、「ほぼ横ばい」が最も多く24件で約51.1%であった。次いで「減少傾向」が19件で約40.4%、「増加傾向」が4件で約8.5%であった。金融機関別にみても、「ほぼ横ばい」が多く、銀行等は約55.8%、農協系統は約38.4%であった。

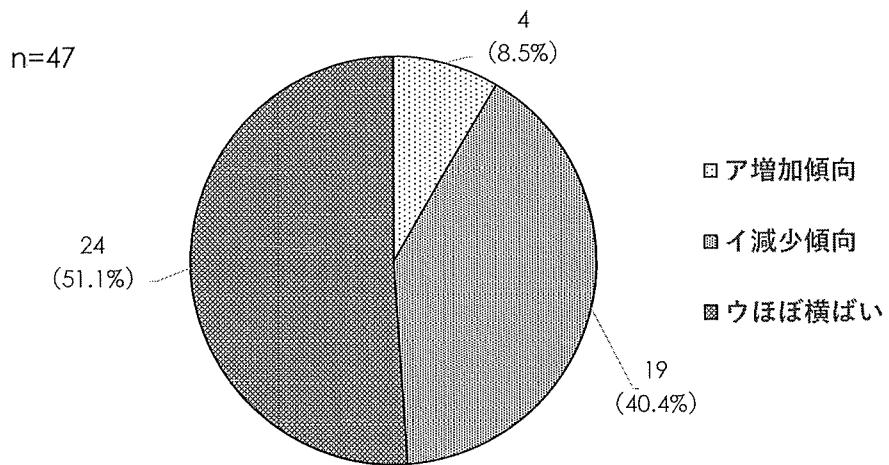


図1-12 ABLの貸付実行額：③車両機械設備

## 2) ABL の一般担保化

ABL の担保物件の取扱い（図 1-13）については、回答数 93 件のうち、「③一般担保として取り扱っていない」が最も多く 34 件で約 36.6% であったが、「①全て一般担保として取り扱っている」も 32 件で約 34.4% と、両者に大差はない。「①全て一般担保として取り扱っている」の 32 件、約 34.4% と、「一部は一般担保（一般担保として取扱っているものもある）」の 24 件、約 25.8% と合わせると、一般担保として取り扱っている金融機関の合計は約 60.2% となっている。

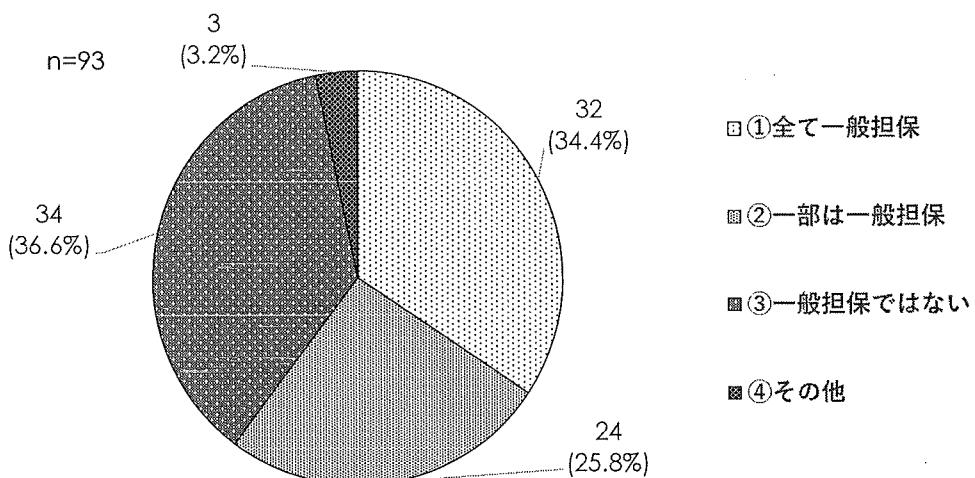


図1-13 ABLの担保物件の取扱い

ABL の担保物件の取扱い金融機関別（図 1-14）にみると、銀行等では「③一般担保として取り扱っていない」、農協系統では「①全て一般担保として取り扱っている」が最も多い結果となった。

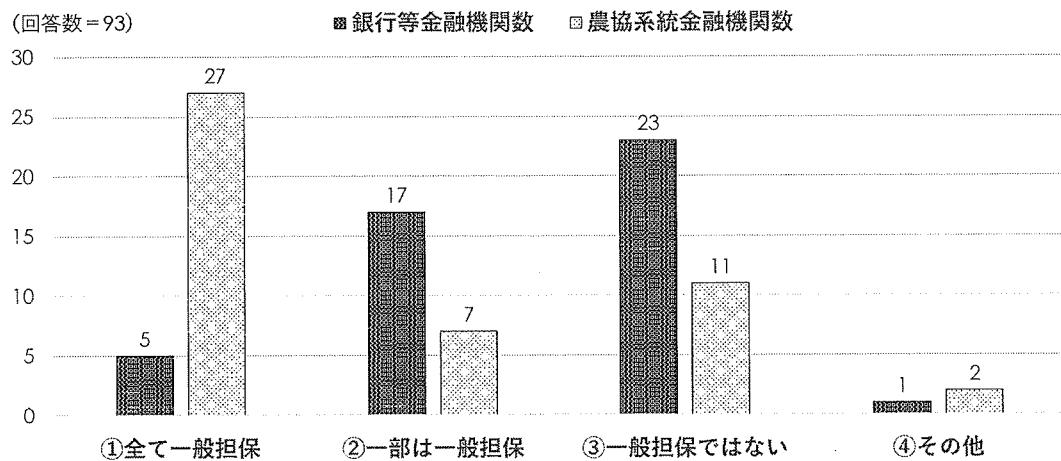


図1-14 ABLの担保物件の取扱いについて（銀行等・農協系統比較）

一般担保として取扱っている ABL の担保物件（図 1-15）については、「①棚卸資産（製商品、仕掛品等）」が約 60%と最も多い結果となった、次いで、「②売掛債権（売掛金等）」が約 36%であった。

（複数回答：有効回答数=55）

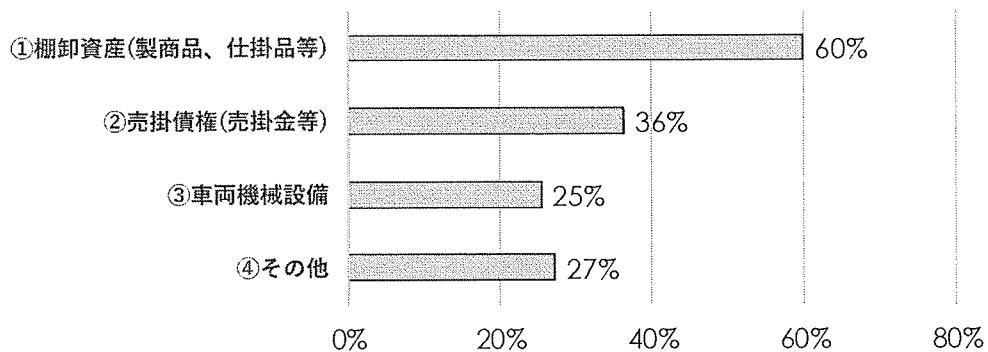
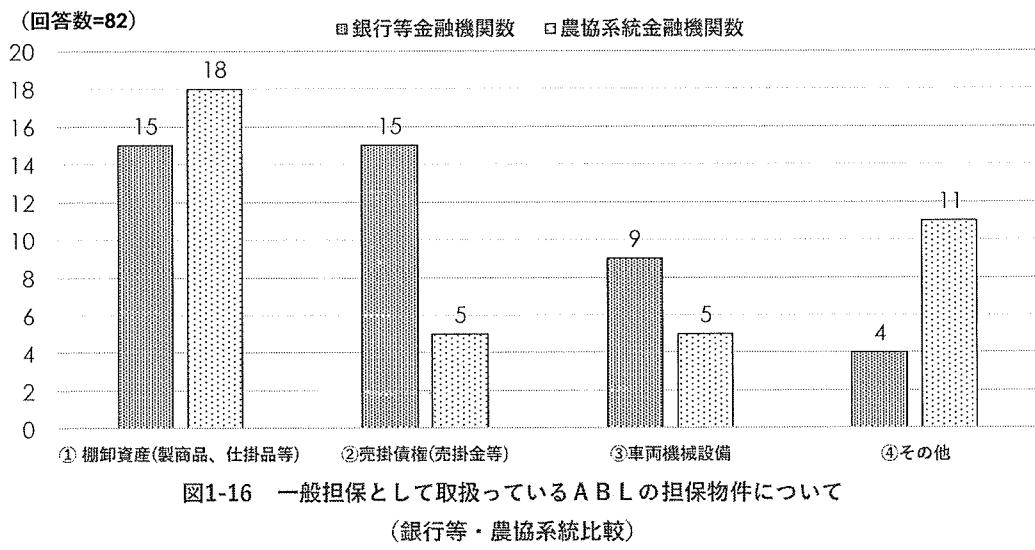


図1-15 一般担保として取扱っている ABL の担保物件

この一般担保として取扱っている ABL の担保物件について、金融機関別にみると（図 1-16）、銀行等では「①棚卸資産（製商品、仕掛品等）」と「②売掛債権（売掛金等）」が同数であったが、農協系統では「①棚卸資産（製商品、仕掛品等）」が最も多いかった。



担保物件を一般担保として取扱うことのメリット（図 1-17）については、「②保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる」が最も多く約 56%であったが、「③保全措置をとることによって、限度額引き上げや条件変更に円滑に対応できる」も約 51%と、両者に大差はない。これについては、金融機関別にみても同様の回答結果がみられた。

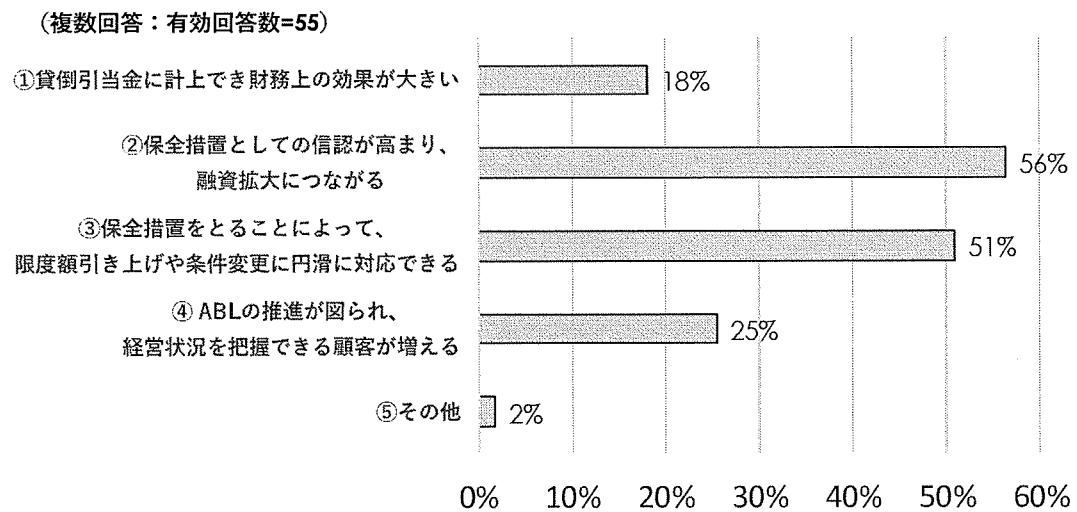


図1-17 担保物件を一般担保として取扱うメリット

ABL の担保物件を一般担保として取り扱うことについての課題（図 1-18）をみると、「②動産の数量や品質等を継続的にモニタリングする」が約 64%と最も多く、「④適切な換価処分の手段を確保する」が約 49%、「③動産の評価を実際に実施する」が約 44%と続く。

また、金融機関別にみても銀行等、農協系統とともに②が最も多い結果となっている。

(複数回答：有効回答数=55)

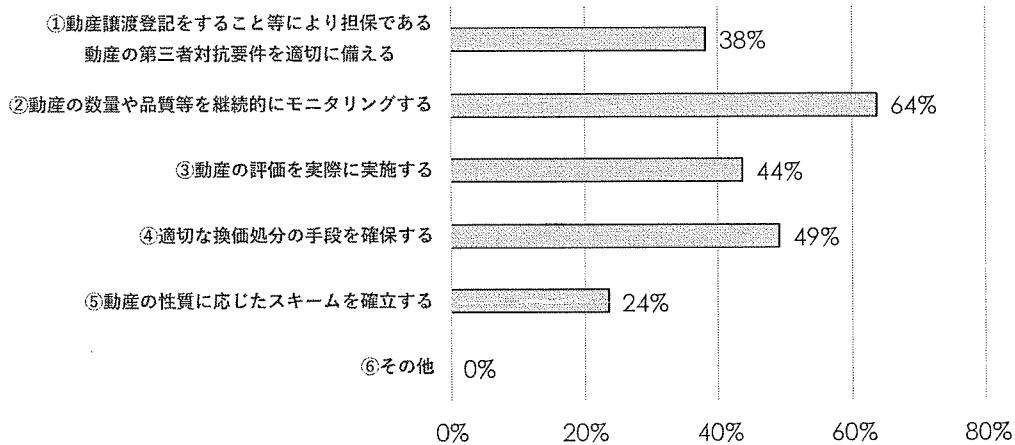


図1-18 ABLの担保物件を一般担保として取扱うことによる課題

「一般担保として取扱っていない」と回答のあった金融機関に対し、ABLの担保物件を一般担保として取扱ってこなかった理由（図1-19）について聞くと、「④モニタリングさえしていれば添え担保でも十分であり、一般担保化する必要がない」が約44%と最も多い。次いで「①これまで金融庁が示していた条件を満たさない」が約35%、「③費用対効果の問題（ABLの取扱いに係る時間、労力、費用と収益が見合わない）」が約29%であった。この理由を金融機関別にみても④が多いが、銀行等では①と④が同数の結果となっている。

(複数回答：有効回答数=34)

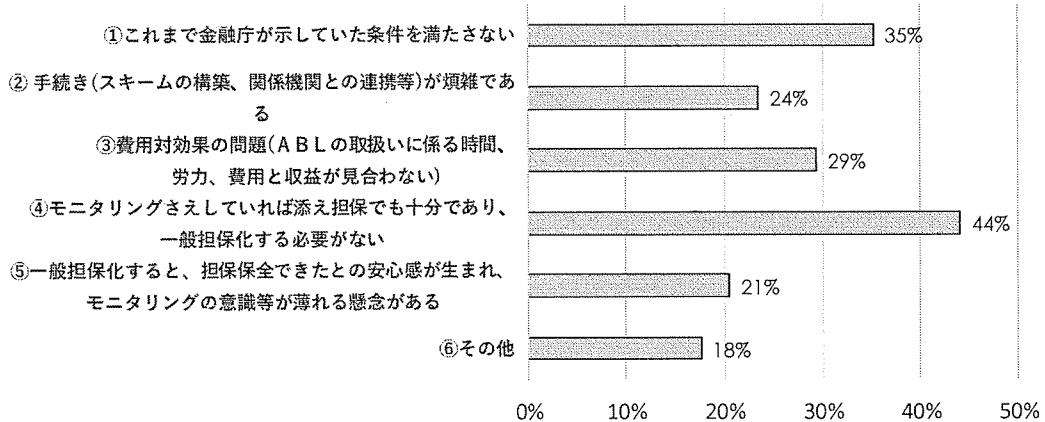


図1-19 ABLの担保物件を一般担保として取り扱ってこなかった理由

### 3) モニタリング及び債務不履行時の対応

モニタリングの実施主体（図1-20）については、「①自金融機関で実施している」が最も

多く約72%であった。次いで「②他の機関に委託している」と「③借入者に実施させ報告させている」が同割合で約19%であった。なお、②の他の機関に委託している場合、その委託機関としては、評価会社、畜産関係団体、食肉公社、農協などの回答がみられた。金融機関別にみても、銀行等、農協系統ともに「①自金融機関で実施している」が最も多く、銀行等が約75.6%、農協系統は約68.2%であった。

(複数回答：有効回答数=89)

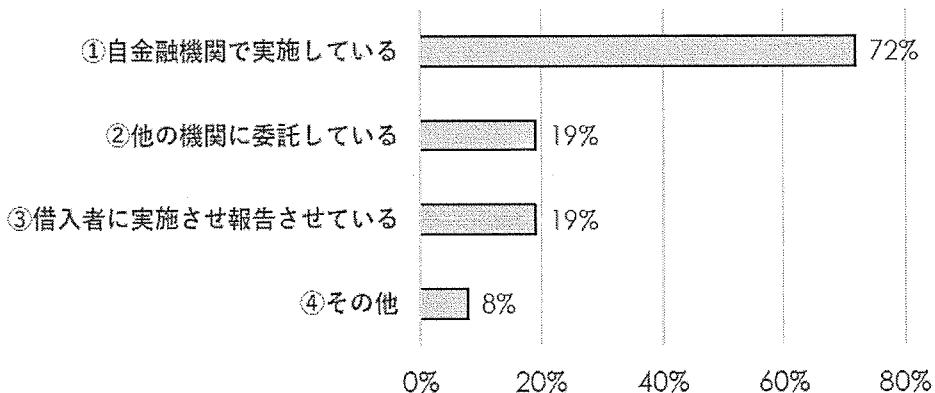


図1-20 モニタリングの実施主体について

モニタリングを他機関に委託している場合、委託に係る費用負担方法（図1-21）については、回答数18件のうち「①借入者負担」が12件で約66.7%と多く、「②金融機関負担」は少ない。

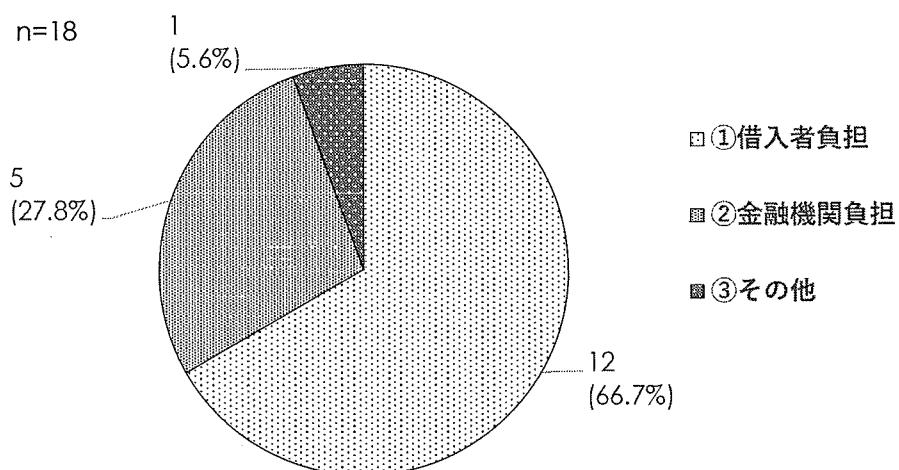


図1-21 モニタリングの委託に係る費用負担方法

モニタリングの内容をみると、関係データ（図1-22）については、回答数90件のうち報告有が84件で約93.3%を占める。

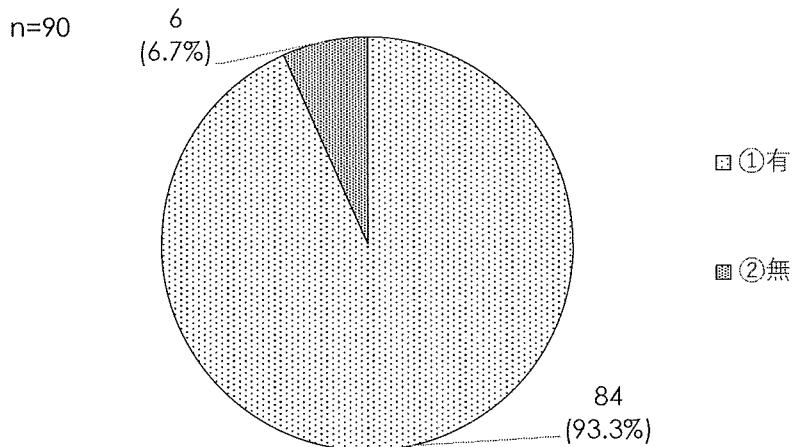


図1-22 関係データの報告の有無

関係データ報告が有る場合、その報告頻度（図1-23）をみると、回答数83件のうち「月1回程度」が最も多く32件で全体の約38.6%を占める。次いで「四半期に1回程度」が29件で約34.9%、「1年に1回程度」が17件で約20.5%、であった。これは金融機関別にみても、同じ傾向にある。

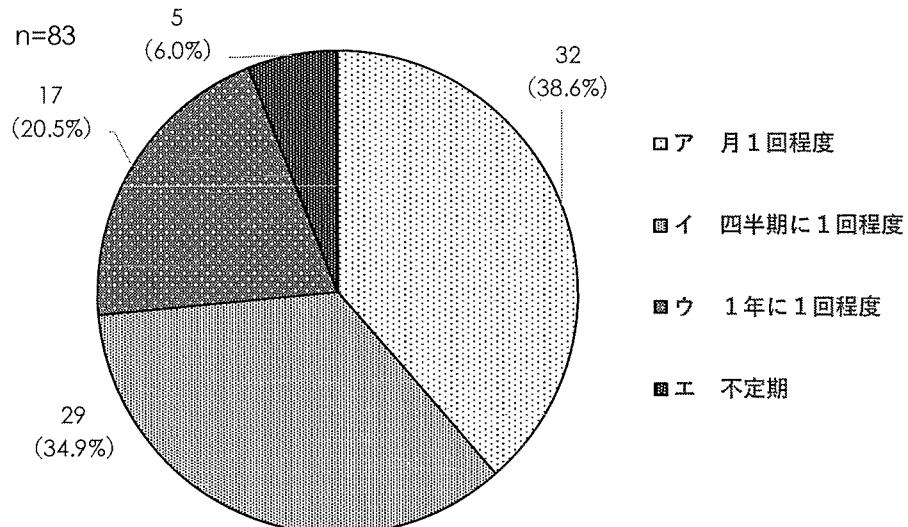


図1-23 関係データの報告の頻度

次に、現地確認実施の有無（図1-24）については、回答数88件のうち現地確認を実施しているが74件で約84.1%であった。金融機関別にみると、現地確認を実施していると回答したのが、銀行等が約95.6%、農協系統が約72.1%で、銀行等の方が現地確認の実施率は高い。

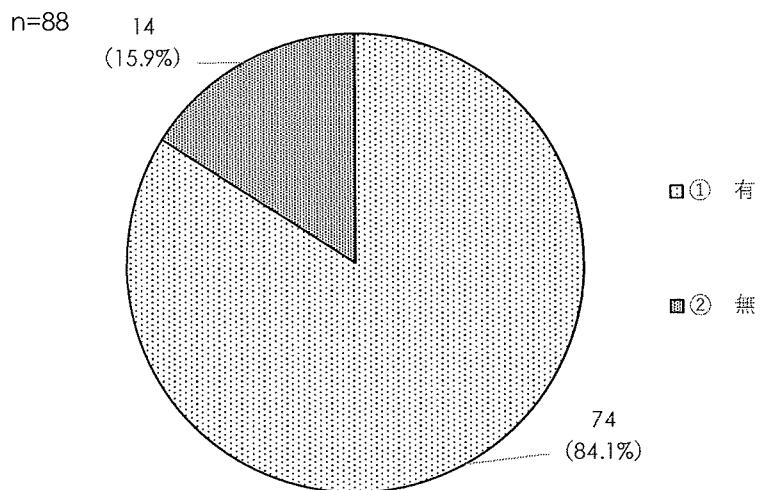


図1-24 現地確認の実施の有無

現地確認を実施している場合、その頻度（図1-25）については、回答数88件のうち「1年に1回程度」が40件で約56.3%と最も多い。次いで「四半期1回程度」が14件で約19.7%、「不定期」が10件で約14.1%であった。特に、銀行等は「1年に1回程度」が全体の約70%と集中しているが、農協系統は月1回、四半期に1回、1年に1回、不定期と、多様な頻度で現地確認が実施されている。

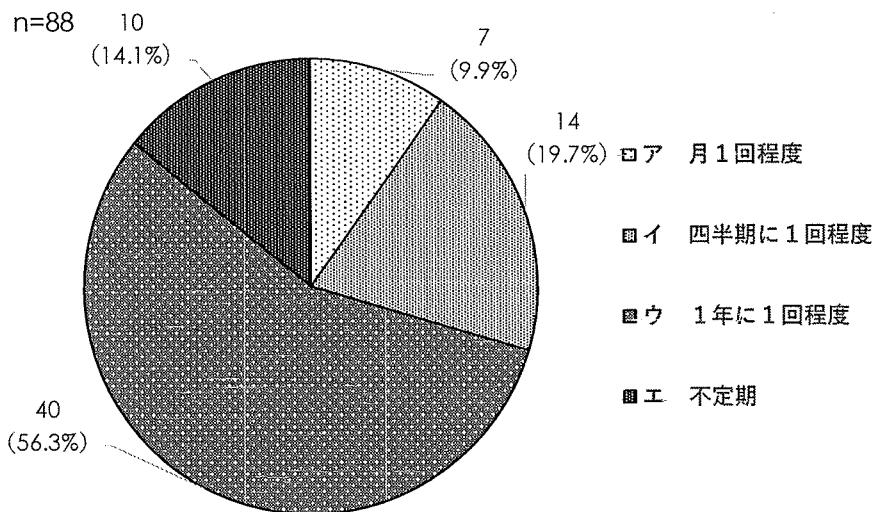


図1-25 現地確認の実施の頻度

借入者の債務不履行（デフォルト）時の担保物件の取扱い（図1-26）については、回答数88件のうち、「①バックアップスキームを構築していない」が64件で全体の約72.7%を占める。金融機関別にみても、バックアップスキームを構築していない割合が高い。

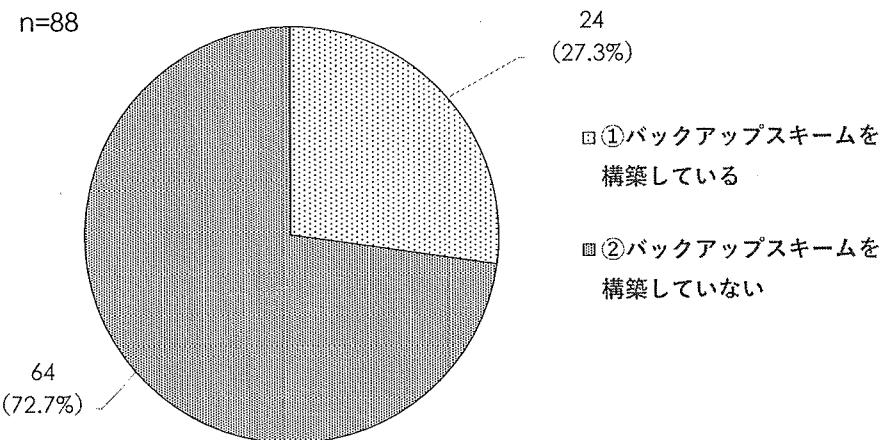


図1-26 借入者の債務不履行（デフォルト）時の担保物件の取扱い

## (2) 畜産 ABL の取扱いについて

### 1) 家畜を担保とした ABL の取扱実績、担保としての取扱い

家畜を担保に融資してほしいと相談を受けたかどうか（図 2-1）については、回答数 93 件のうち「①受けたことがある」が 68 件で約 73.1% であった。「①受けたことがある」の割合を金融機関別にみると銀行等が約 84.4%、農協系統が約 62.5% であった。

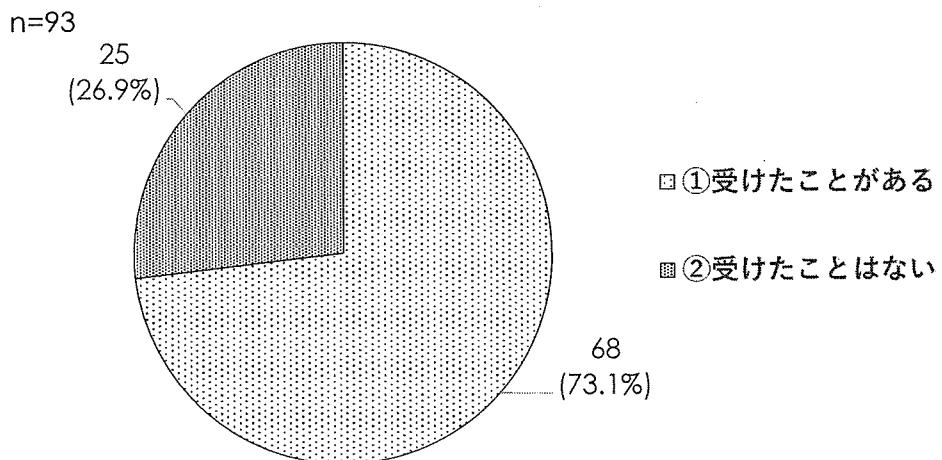


図2-1 家畜を担保に融資してほしいとの相談を受けたことの有無

家畜を担保に融資したことの有無（図 2-2）については、回答数 94 件のうち、融資したことがあるが 81 件で約 86.2% を占める。融資有の割合を金融機関別にみると、銀行等が約 91.1%、農協系統が約 81.6% であった。なお、融資したことがないと回答した理由としては、回答数 11 件のうち「取扱いのための要項整備等ができていない」が 5 件と最も多かつ

た。

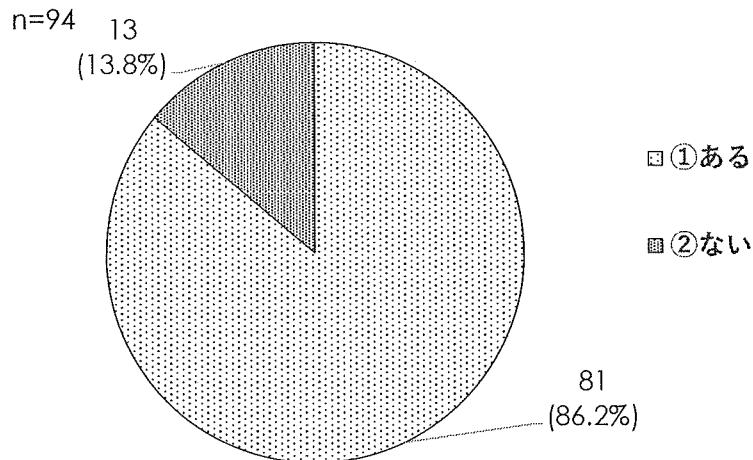


図2-2 家畜を担保に融資したことの有無

家畜を担保に融資した実績がある場合、その畜種（図 2-3）については、「②肉用牛・肥育牛」が約 74%と最も多く、次いで「②肉用牛・繁殖牛」が約 48%、「①乳用牛」が約 43%、「③豚」が約 33%あった。銀行等では「②肉用牛（肥育牛）」が最も多く、次いで「②肉用牛（繁殖牛）」、「③豚」となっている。農協系統では「②肉用牛（肥育牛）」が最も多く、次いで「①乳用牛」、「②肉用牛（繁殖牛）」となっている。「④その他」としては、馬、鶏などの回答がみられた。

（複数回答：有効回答数=93）

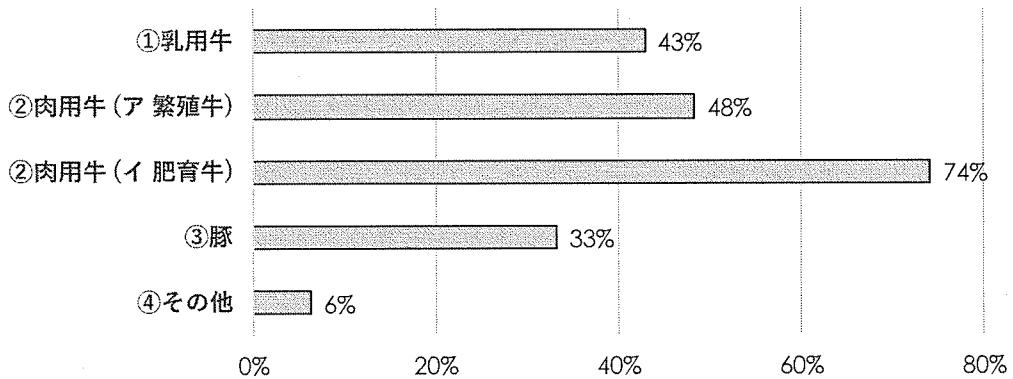


図2-3 家畜を担保に融資した実績がある場合の畜種

担保として取得した家畜の第三者対抗要件措置（図 2-4）については、回答数 93 件のうち、「登記」が 48 件で約 51.6%を占める。次いで「占有改定」が 32 件で約 34.4%、「登

記または占有改定」は13件で約14%であった。これについて金融機関別にみると、銀行等は「登記」が約66.7%、農協系統は「占有改定」が約55.6%と差異がみられる。

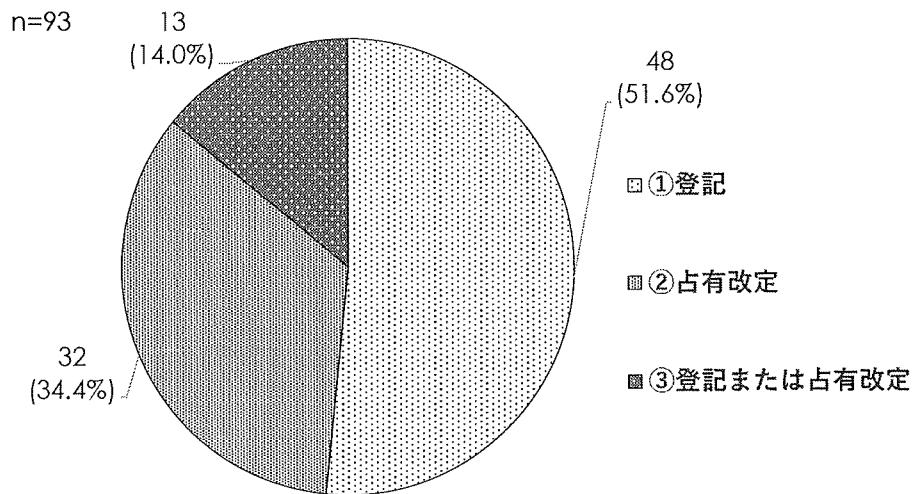


図2-4 担保として取得した家畜の第三者対抗要件措置

家畜を担保に融資した場合の貸付方式（図2-5）については、「①当座貸越」が約65%と最も多く、次いで「⑤5年を超える長期」が約33%、「④5年以内の長期」が約26%であった。これについては、金融機関別にみても①が最も多い。

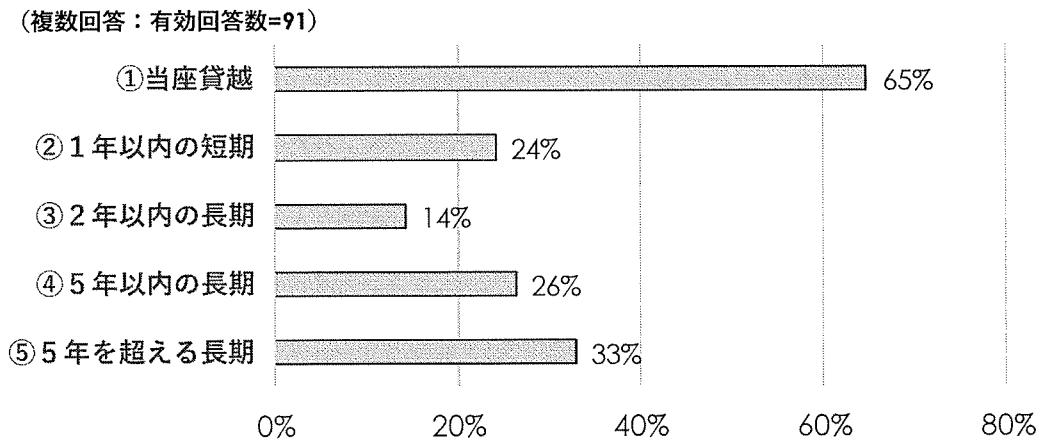


図2-5 家畜を担保に融資した場合の貸付方式

借入申込みから融資実行までの期間（図2-6）をみると、回答数68件のうち、1カ月が27件で最も多く約39.7%で、次いで2カ月が20件で約29.4%であった。

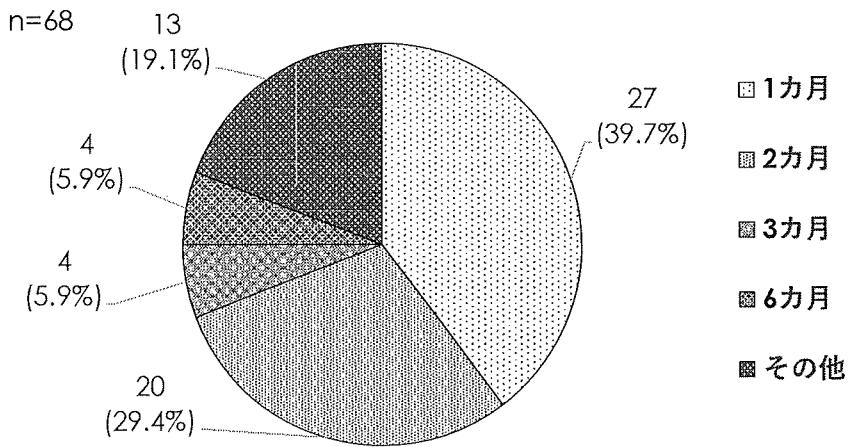


図2-6 借入申込みから融資実行までの期間

この借入申込みから融資実行までの期間について、他の不動産担保と比較（図2-7）すると、回答数90件のうち、「③他の不動産担保と変わらない」が最も多く43件で約47.8%を占める。次いで「②他の不動産担保よりも長い」が39件で約43.3%であった。金融機関別にみると、銀行等は「②他の不動産担保よりも長い」が約64.3%、農協系統は「③他の不動産担保と変わらない」が約60.4%であった。

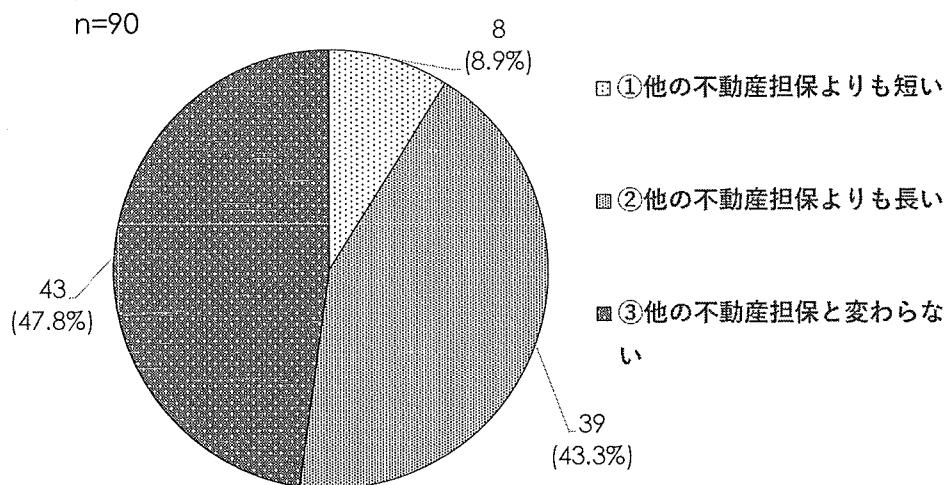


図2-7 融資実行までの期間に関する他の不動産担保との比較

家畜を担保として融資を行う場合、他の資金と比べた貸付条件等の違い（図2-8）については、「③差はない」が約76%と最も多い。一方、「②金利面では差はつけていないがモニタリングに要する経費等については別途いただくこととしている」は約11%、「①モニタリングに要する経費等を考慮して金利面で差をつけている（設けている）」は約7%、と、

少數ではあるが貸付条件に若干差をつけている機関もみられた。金融機関別にみると、銀行等では約6割が③、約2割が②となっているが、農協系統では9割以上が③となっている。「④その他」では、①・②・③のように一律に定めず、個別案件ごとに協議し、保全率、信用コスト等を勘案して総合的に決定するといった回答もみられた。

(複数回答：有効回答数=94)

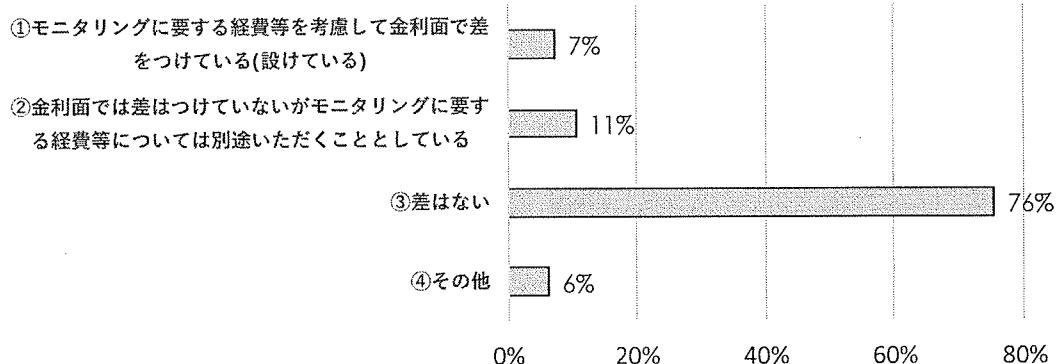


図2-8 家畜を担保として融資を行う場合、他の資金と比べ  
貸付条件等での違いの有無

モニタリングの実施（図2-9）については、「①自金融機関で実施している」が約75%と最も多く、「③借入者に実施させ報告させている」は約18%、「②他の機関に委託している」は約16%と少數であった。これを金融機関別にみると、銀行等では①、②、③、農協系統では①、③、②の順となっている。「④その他」としては、他の機関と共同で実施しているという回答もみられた。

(複数回答：有効回答数=93)

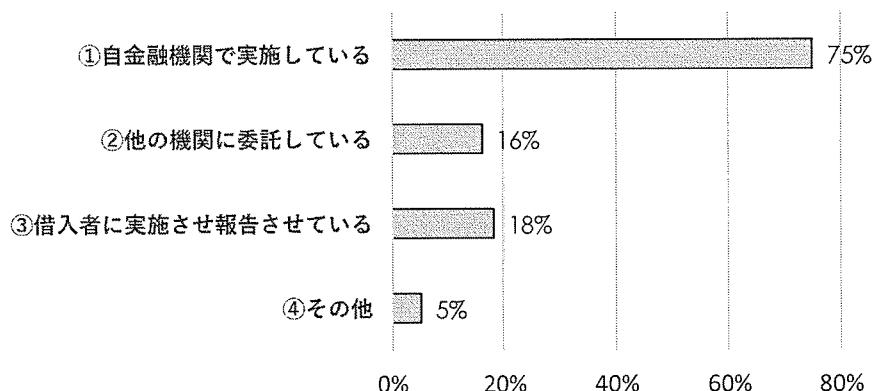


図2-9 モニタリングの実施について

モニタリングを他機関に委託している場合、委託に係る費用負担方法（図2-10）について

では、回答数14件のうち「借入者負担」が9件で約64.3%を占め、「金融機関負担」は少ない。

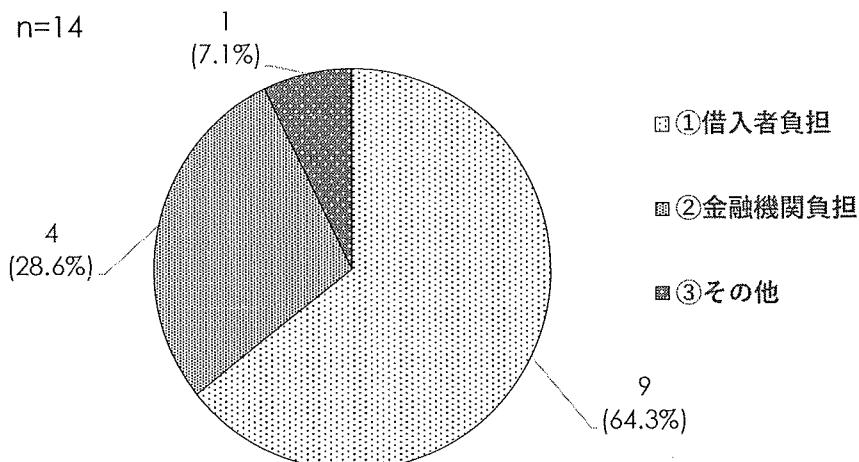


図2-10 モニタリングを他機関に委託している場合の委託に係る  
費用負担方法

モニタリングの内容である①家畜の異動状況（導入年月日、月初頭数、月中増加数、減少数（出荷・死亡数）、飼養日数など）をみると、関係データ（図2-11）については、回答数91件のうち報告有が88件で約96.7%を占める。

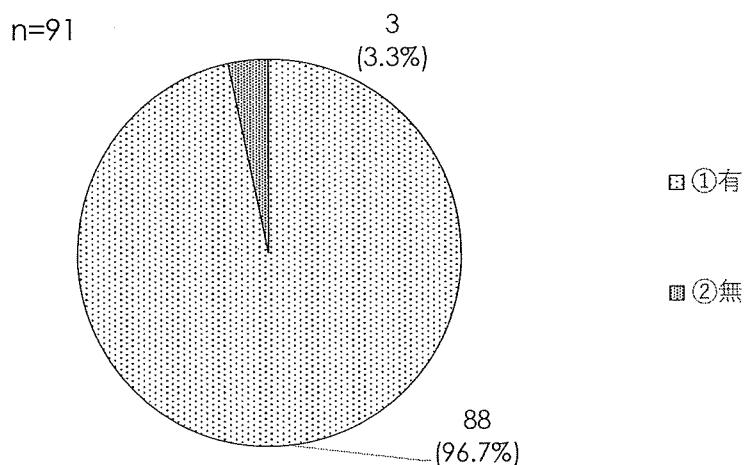


図2-11 モニタリング：①家畜の異動状況に関する関係データ  
報告の有無

①家畜の異動状況に関する関係データ報告が有る場合、その報告頻度（図2-12）については、「月1回程度」が最も多く36件で全体の約40.4%を占める。次いで「四半期に1回程度」が31件で約34.8%、「1年に1回程度」が18件で約20.2%であった。

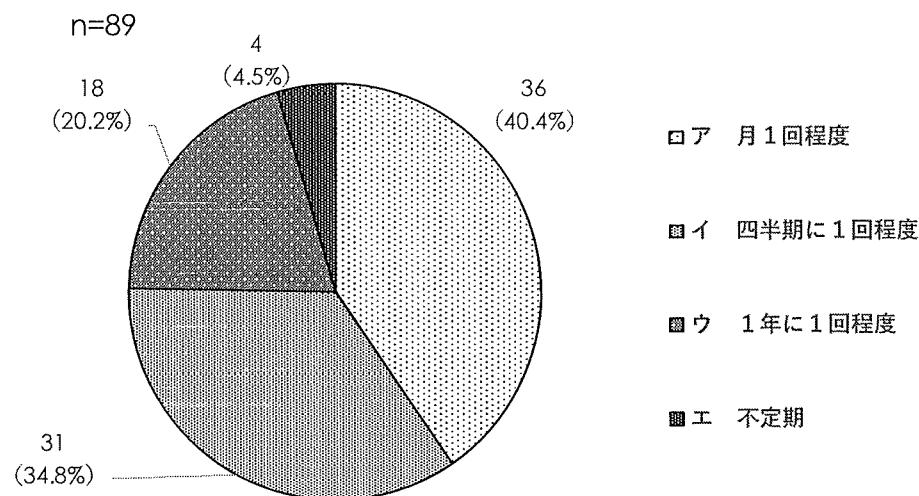


図2-12 モニタリング：①家畜の異動状況に関する関係データの報告の頻度

次に、①家畜の異動状況に関する現地確認実施の有無（図2-13）については、回答数90件のうち、現地確認を実施している機関が80件で約88.9%を占める。金融機関別にみると、現地確認を実施している銀行等は約97.8%、農協系統は約80.0%であった。

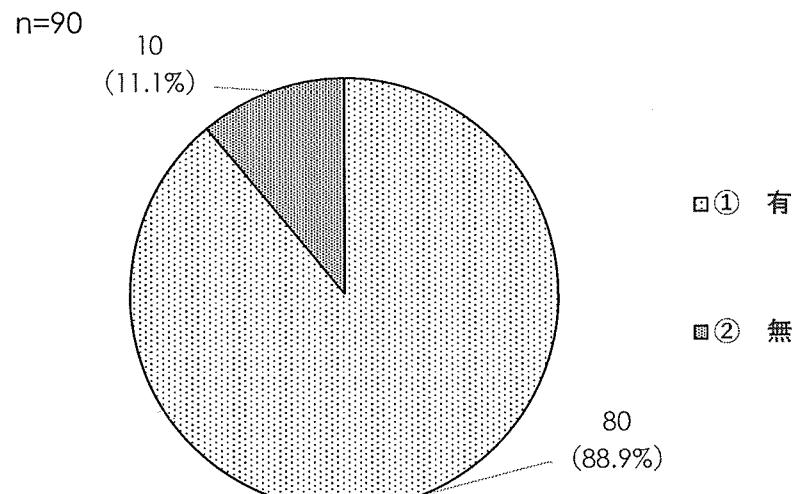


図2-13 モニタリング：①家畜の異動状況に関する現地確認の実施の有無

①家畜の異動状況について現地確認を実施している場合、その頻度（図2-14）については、回答数78件のうち、「1年に1回程度」が41件で約52.6%と最も高い。次いで「四半期1回程度」が19件で約24.4%、「不定期」が10件で約12.8%であった。金融機関別

にみても「1年に1回程度」が多く、銀行等が全体の約62.8%、農協系統が約40.0%を占める。

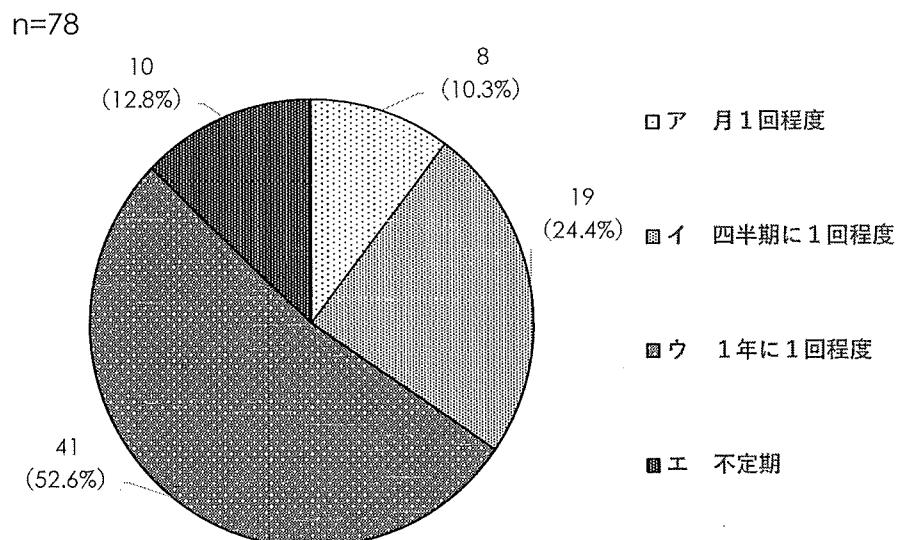


図2-14 モニタリング：①家畜の異動状況に関する現地確認の実施の頻度

モニタリング内容の②経営状況（販売収入、餌代等の生産費用など）をみると、関係データの報告（図2-15）については、回答数は89件のうち報告有が81件で約91.0%を占める。これについては、金融機関別にみても同様の結果であった。

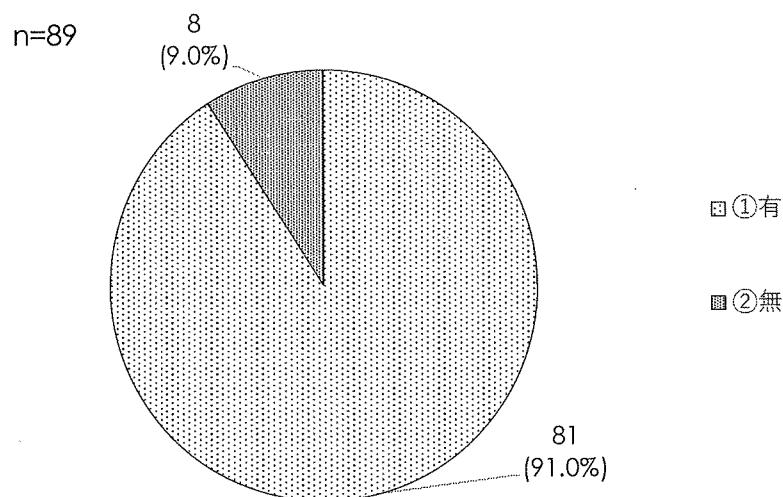


図2-15 モニタリング：②経営状況に関する関係データ報告の有無

②経営状況に関する関係データ報告が有る場合、その報告頻度（図2-16）については、

回答数 82 件のうち、「四半期に 1 回程度」が最も多く 27 件で全体の 32.9% を占める。次いで「1 年に 1 回程度」が 26 件で約 31.7%、「月 1 回程度」が 23 件で約 28.0%、であった。

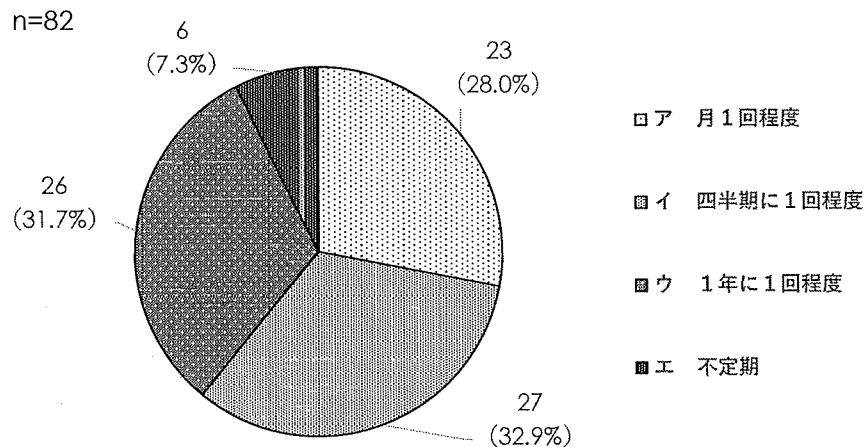


図2-16 モニタリング：②経営状況に関する関係データの報告の頻度

次に、②経営状況に関する現地確認実施の有無（図 2-17）については、回答数 88 件のうち、現地確認を実施している機関が 72 件で約 81.8% を占めた。現地確認実施の割合を金融機関別にみると、銀行等が約 90.7%、農協系統が約 73.3% であった。②経営状況把握のために現地確認を実施するタイミングについては、家畜の異動状況を把握するための現地確認と同じタイミングである場合が約 81.9% を占めた。なお、この異なるタイミングで実施される場合には、「不定期」に実施されることが多い。

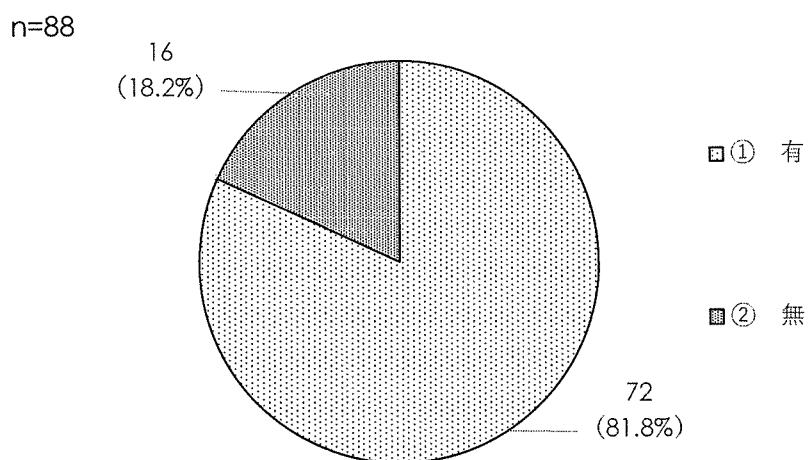


図2-17 モニタリング：②経営状況に関する現地確認の実施の有無

借入者の債務不履行（デフォルト）時の担保物件の取扱い（図 2-18）については、回答数

90件のうち、「②バックアップスキームを構築していない」が67件で約74.4%を占める。この②について金融機関別にみると、銀行等が約68.2%、農協系統が約80.4%という結果であった。

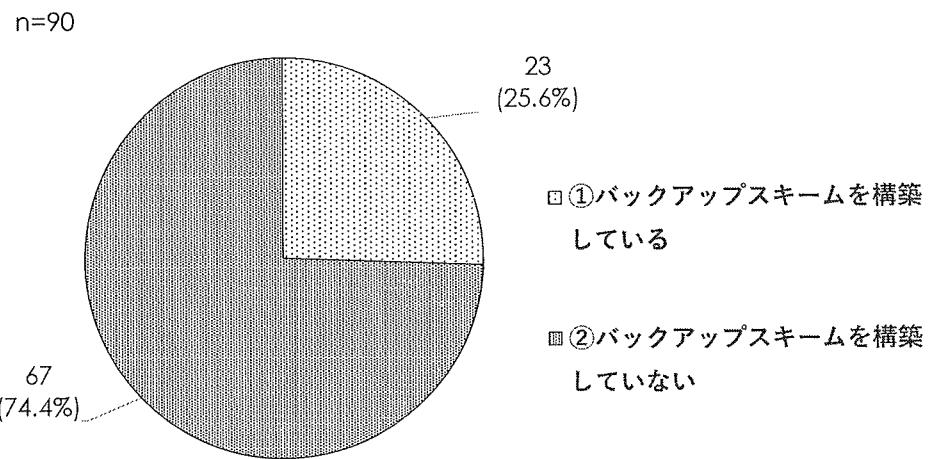


図2-18 借入者の債務不履行（デフォルト）時の担保物件の取扱い

畜産担保換価処分の実績の有無（図2-19）については、回答数92件のうち、「ない」の回答が84件で約91.3%と、大部分の金融機関が換価処分の実績はみられなかった。

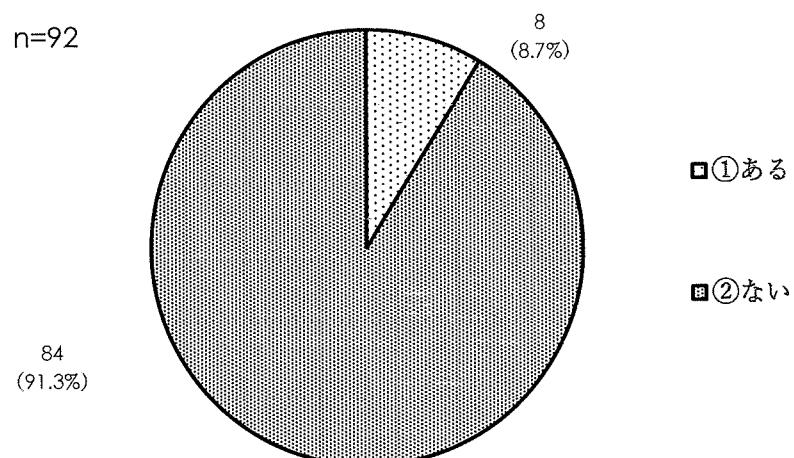


図2-19 畜産担保換価処分の実績の有無

なお、「ある」と回答した8件のうち処分の際に問題点（図2-20）はなかったという回答は7件で問題があったのは1件だけであった。

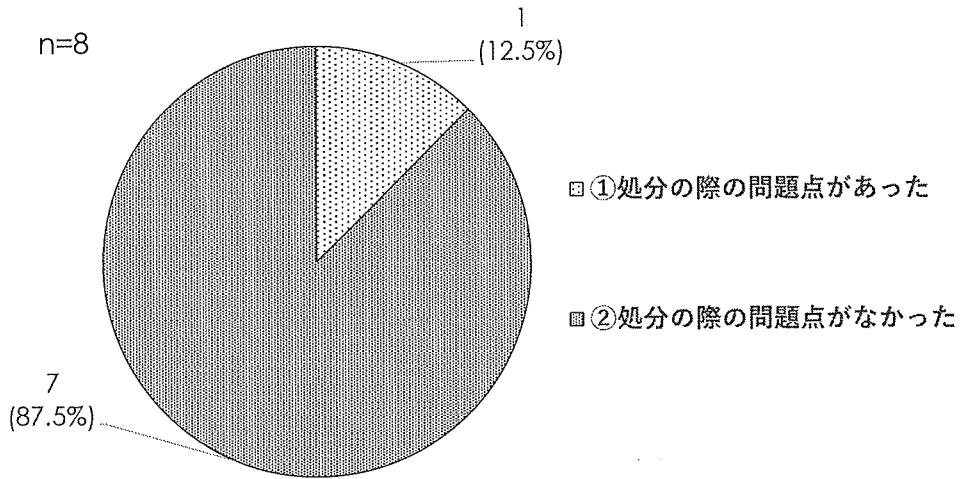


図2-20 畜産担保換価処分における問題の有無

## 2) 家畜の一般担保化について

担保物件である家畜の一般担保としての取扱い（図2-21）については、回答数94件のうち「③一般担保として取り扱っていない」が最も多く、47件で約50.0%と最も多い。「①全て一般担保として取り扱っている」が33件で約35.1%、「②一般担保として取り扱っているものもある」が11件で約11.7%であった。

金融機関別にみると、銀行等では「③一般担保として取り扱っていない」が約69.6%であったが、農協系統では「①全て一般担保として取り扱っている」が約56.3%であった。

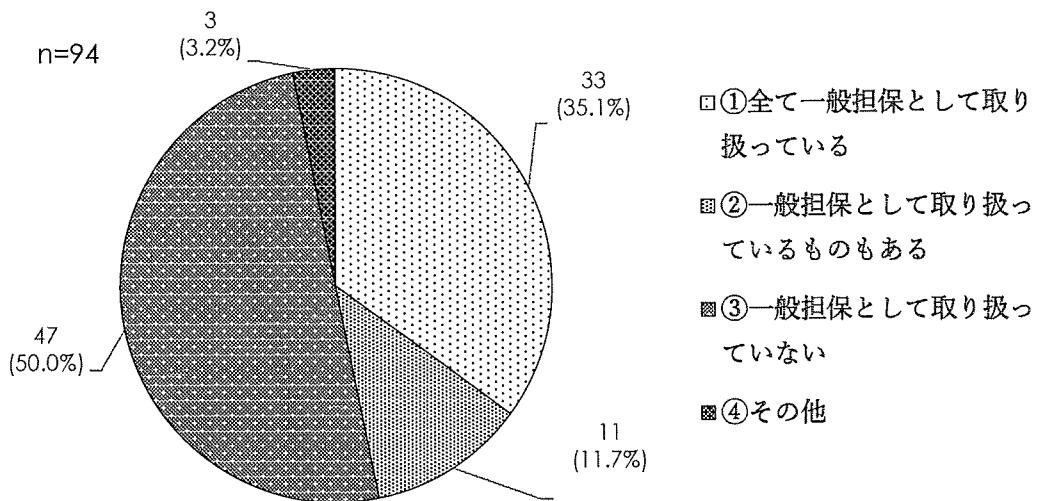


図2-21 担保物件である家畜の一般担保としての取扱い

一般担保として取扱いがあると回答した金融機関に、家畜を一般担保として取り扱うこ

とのメリット（図2-22）を聞くと、「②保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる」は約57%、次いで「③保全措置を取ることによって、限度額引上げや条件変更に円滑に対応できる」が約52%であった。これは金融機関別にみても同様の結果となっている。

（複数回答：有効回答数=46）

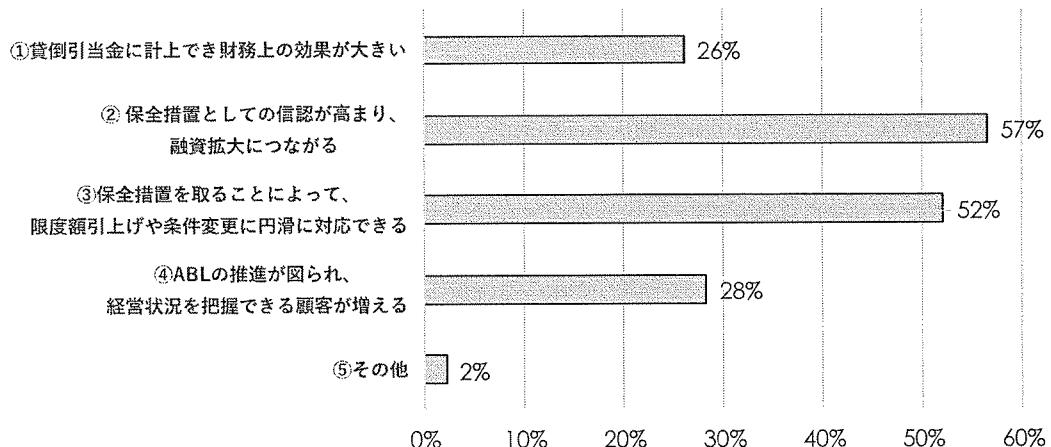


図2-22 家畜を一般担保として取扱うことのメリットについて

また、一般担保として取扱いがあると回答した金融機関に家畜を一般担保として取り扱うことについての課題（図2-23）を聞くと、「②家畜の数量や品質等を継続的にモニタリングする」が約64%と最も多く、次いで「③家畜の評価を実際に実施する」が約45%、「④適切な換価処分の手段を確保する」約38%であった。これについても金融機関別にみると、②が多い結果となっている。

（複数回答：有効回答数=47）

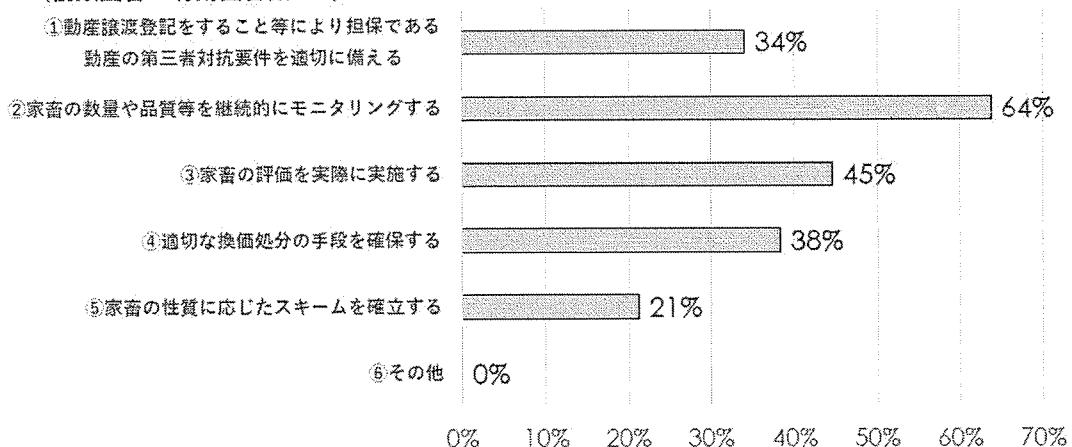


図2-23 担保物件である家畜を一般担保として取扱うことで生じた課題

一般担保としての取扱いがないと回答した金融機関に、今後家畜を一般担保として取扱うことを考えているか（図2-24）を聞くと、回答数54件のうち、「①考えている」が9件で約16.7%、「②特に考えていない」は45件で約83.3%であった。「②特に考えていない」の割合を金融機関別にみると、銀行等は約84.8%、農協系統は約81.0%であった。

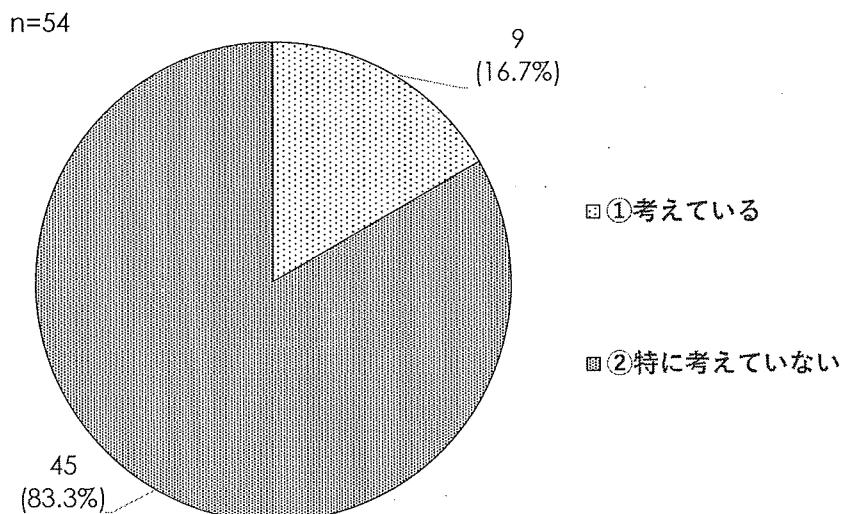


図2-24 今後家畜を一般担保として取扱うことについて

一般担保としての取扱いはないが今後取扱いを考えていると回答した機関に、その理由（図2-25）を聞くと、「②ABLは、正常先や要注意先に対して利用されているものが多いため、一般担保化することに特に高いハードルはない」が約55%、「①一定部分について個別に引当てをせずにすむという収益的メリットがある」が約45%であった。

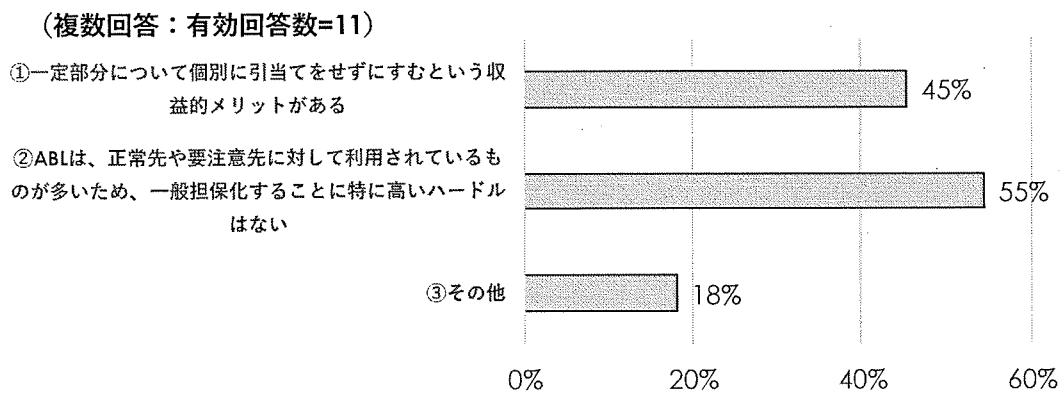


図2-25 一般担保としての取扱いを考えている理由について

家畜を一般担保として取扱っておらず、今後も取扱いを考えていない金融機関に対し、その理由（図2-26）について聞くと、「②手続き（スキームの構築、関係機関との連携等）が煩雑である」が約45%、「③費用対効果の問題（ABLの取扱いに係る時間、労力、費用と収益が見合わない）」が約40%であった。次いで「④モニタリングさえしていれば添え担保でも十分であり、一般担保化する必要がない」が約29%、「①これまで金融庁が示していた条件を満たさない」が約24%であった。なお、金融機関別にみても同様の結果であった。

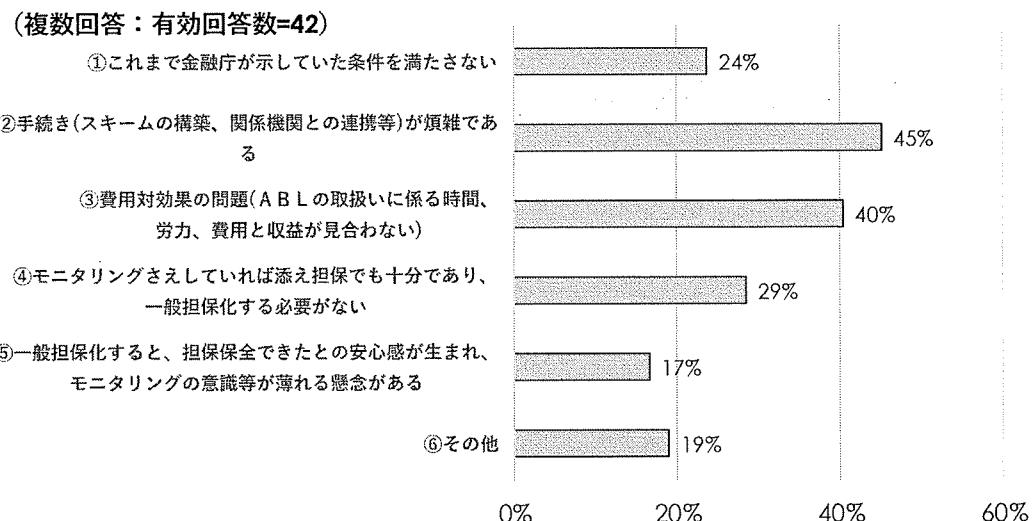


図2-26 一般担保としての取扱っていない(特に考えていない)理由

### (3) 今後の ABL・畜産 ABLへの取組み

金融庁の検査マニュアルが廃止されたが、今後の ABLへの取組や一般担保化の考え方（図3-1）については、「①検査マニュアル等は廃止されたが基本的考え方は変わらないと思われる」ので、特には変わらない」が約74%、次いで「③まだ考え方の結論は出ていない」が約22%であった。

(複数回答：有効回答数=92)

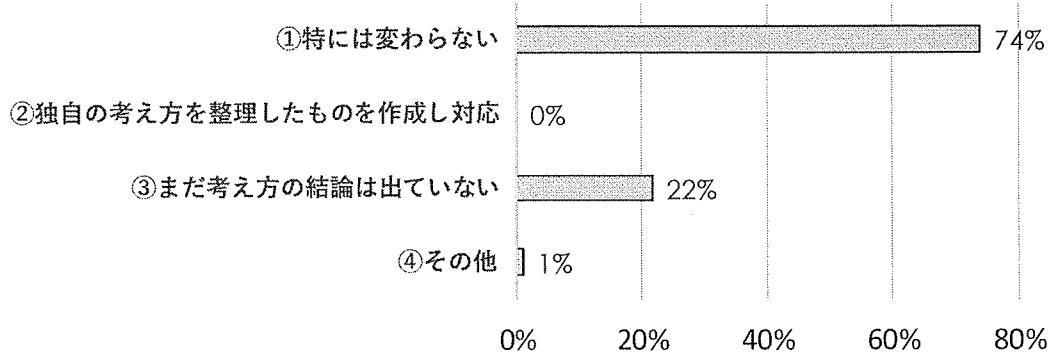


図3-1 金融庁・検査マニュアルが廃止後、今後のABLへの取組の考え方、一般担保化についての考え方

そのうち畜産 ABL への取組の考え方、一般担保化の考え方（図 3-2）についても「⑤検査マニュアル等は廃止されたが基本的考え方は変わらないと思われる」が約 67%、次いで「⑦まだ考え方の結論は出でていない」が約 24%であった。

(複数回答：有効回答数=92)

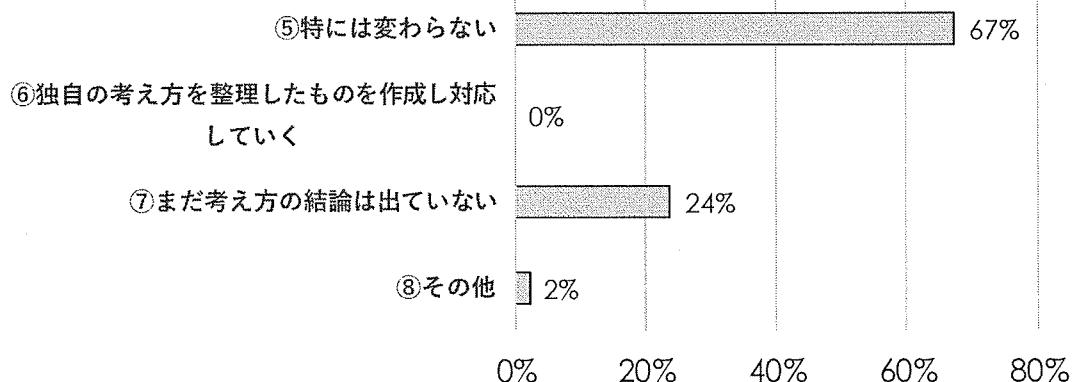


図3-2 金融庁・検査マニュアルが廃止後、今後の畜産ABLへの取組の考え方、一般担保化についての考え方

ABL という手法の今後（図 3-3）については、「③大きな変化はない」が約 52% で最も多く、次いで「④業種によって異なるのではないか」が約 30%、「①伸びると思われる」が約 15% であった。

(複数回答：有効回答数=92)

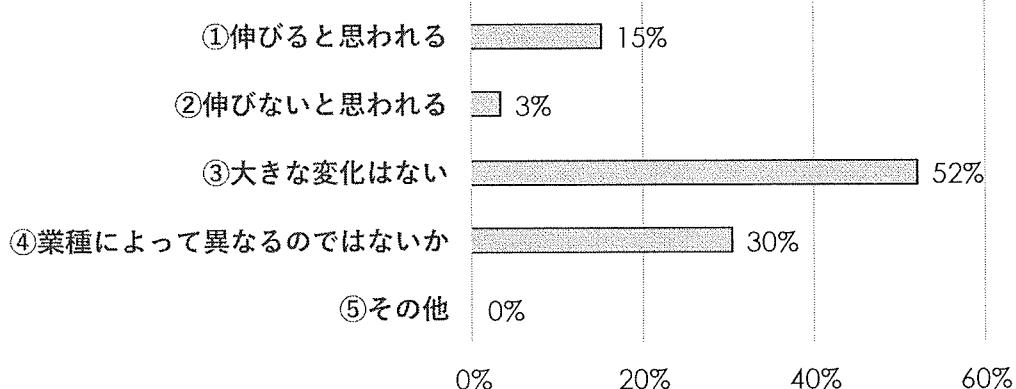


図3-3 ABLという手法の今後について

畜産 ABL の今後（図 3-4）については同じく「⑧大きな変化はない」が約 60%と最も多く、「⑥伸びると思われる」は約 18%であった。

(複数回答：有効回答数=92)

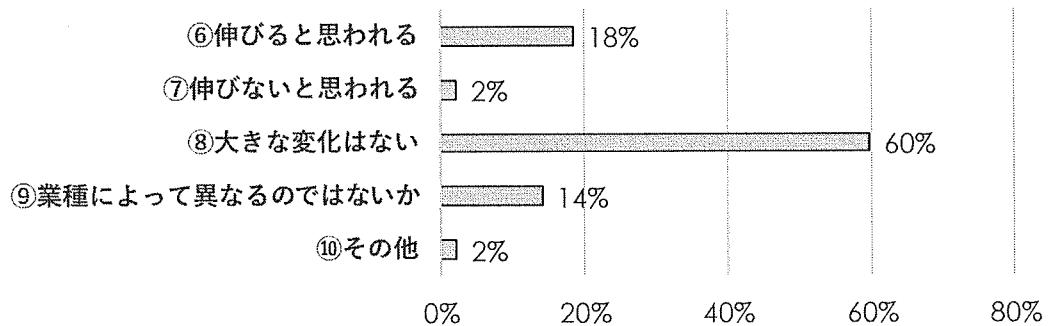


図3-4 畜産ABLという手法の今後について

### 3. 総括

本稿では、金融機関に実施したアンケート調査の結果から、ABL 及び畜産 ABL の融資動向と一般担保化の現状と課題などについて整理してきたが、最後にこれまでみてきた調査結果と自由記述回答を併せて取り纏め、本稿の総括としたい。

#### (1) ABL（全業種対象）の融資動向と一般担保化の現状

まず、ABL（全業種対象）の取扱状況をみると、開始時期については、農協系統より銀行等の方が比較的早い傾向にあり、ホームページやプレスリリースによる ABL 融資の PR 等

も実施していた。ABL融資の対象業種をみると、農協系統では農業・林業・漁業が突出していたが、銀行等では農業・林業・漁業に加えて、製造業、卸売業、小売業など広範囲の業種にABLの融資実績がある（もしくは融資可能である）ことがわかった。ABL融資の担保物件については、棚卸資産（製商品、仕掛品等）が多くたが、これら担保物件の貸付件数及び貸付実行額は、ほぼ横ばいの傾向である。

今回調査した金融機関において、ABL（全業種対象）融資による動産担保等を一般担保として取扱っている機関が6割ほどみられ、特に農協系統では一般担保化の割合が高い結果となった。一般担保として取扱っているABLの担保物件についても、棚卸資産（製商品、仕掛品等）が多い。この担保物件を一般担保として取扱うことのメリットについては、保全措置としての信認が高まり融資拡大につながることや、保全措置をとることによって限度額引き上げや条件変更に円滑に対応できること、などがあげられた。

一方、ABL（全業種対象）の担保物件を一般担保化する場合の課題としては、動産の数量や品質等を継続的にモニタリングすることや、適切な換価処分の手段を確保、モニタリングを担当する人材の育成、などがみられる。

また、一般担保として取扱っていない理由については、モニタリングさえしていれば添え担保でも十分であり一般担保化する必要がないことや、これまで金融庁が示していた条件を満たさないこと、デフォルト時の処分価額が評価額どおりになるか不透明であること、常に回収の不確定性が伴う点、などがみられた。

ABL（全業種対象）のモニタリングは、自金融機関での実施が大部分を占めるが、他機関に委託される場合には借入者が費用を負担するケースが多い。関係データの報告や現地確認については大部分の機関が実施しており、関係データの報告頻度は月1回か四半期に1回ほど、現地確認の頻度は1年に1回程度となっている。ただし、バックアップスキームについては構築していない機関が約7割を占めた。

## （2）畜産ABLの融資動向と一般担保化の現状

次に畜産ABLの融資動向をみると、対象畜種については肉用牛の肥育牛・繁殖牛や乳用牛などが多い。担保として取得した家畜の第三者対抗要件措置については登記が多い。また、貸付方式については当座貸越が過半数を占めている。借入申込みから融資実行までの期間は1~2カ月ほどで、他の不動産担保と変わらないか、やや長い傾向にある。他の資金と畜産ABLの貸付条件の違いに差はない機関が多いが、モニタリングに要する経費等を考慮して金利面で差をつける機関や、その経費等を借入者に課す機関も一部みられる。

畜産ABLのモニタリングについては、ABL（全業種対象）の結果と同様に自金融機関で実施されることが多い、他機関へ委託される場合には借入者が費用負担するケースが多い。モニタリングについては、家畜の異動状況や経営状況に関する関係データの報告と現地確認が実施されている。関係データの報告頻度については、家畜の異動状況が月1回程度、経営状況が四半期に1回程度、現地確認については1年に1回程度の頻度で実施されているこ

が多い。家畜の異動状況と経営状況の現地確認は同じタイミングで実施している機関が多くみられた。債務不履行時の担保物件の取扱いとして、バックアップスキームを構築していない機関が多い。バックアップスキームを構築している機関では外部評価機関と換価処分の委託契約を締結するケースや地域の屠畜処理業者や食肉メーカー、農家、畜産協会等と連携するケースがみられる。また、農協系統では総合事業の特性を活かし、販売事業部門で市場出荷して早期債権回収を図るといった回答もみられた。なお、畜産担保換価処分が行われた機関においては、換価処分に問題がなかったと回答した機関が大半を占めた。

次に、家畜の一般担保としての取扱状況をみると、畜産ABLに取り組んでいると回答のあった金融機関において、約半数の機関で一般担保として取扱いがみられ、特に農協系統は一般担保化の割合が高い。家畜を一般担保として取り扱うことのメリットについては、保全措置としての信認が高まり融資拡大につながること、保全措置によって限度額引上げや条件変更に円滑に対応できること、があげられる。

一方、家畜を一般担保として取り扱うことについての課題としては、家畜の数量や品質等を継続的にモニタリングすること、家畜の評価を実際に実施すること、適切な換価処分の手段を確保すること、などが多い。

一般担保としての取扱いが無い機関は今後も家畜を一般担保として取扱うことを考えていない場合が多い結果となった。その理由としては、手続き（スキームの構築、関係機関との連携等）の煩雑さ、費用対効果の問題（ABLの取扱いに係る時間、労力、費用と収益が見合わない）、などが、多くみられた。また、一部の機関では、モニタリングさえしていれば添え担保でも十分であり一般担保化する必要がない、これまで金融庁が示していた条件を満たさない、連携すべき機関との繋がりがない、デフォルト時の処分価額が評価額どおりになるか不透明、などの理由もみられた。

以上、ABL（全業種対象）及び畜産ABLの融資動向や、動産担保の一般担保化の現状や課題について纏めてきた。金融庁の検査マニュアルが廃止されたが、今後の畜産ABLへの取り組みや一般担保化についての考え方については、特に変わらないという機関が多い。また、今後ABLは伸びると考えている機関は、事業性評価の実践が拡大しているなかでモニタリングを通じてビジネスモデルの理解や実態把握に努めることの重要性を指摘する。特に、畜産ABLについては、農家が規模拡大を図るなかで畜産ABLの活用が増加するとみる機関が多い。こうした中、畜産ABLにおける家畜の一般担保化については、そのメリットが認められる一方で、モニタリングの実施や担保とする家畜の評価方法、担保となった家畜の処分方法などの畜産ABLスキームの構築が課題となっている。今後、畜産ABLスキームが構築されている金融機関や利用者である畜産経営体への実態調査を進め、その結果を蓄積していくとともに、継続的に周知活動を行うことで、情報共有を図ることが必要である。

注

- 1) 農林水産省「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」令和2年3月

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/rakuniku\\_kihon\\_houshin.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/rakuniku_kihon_houshin.html)

- 2) 中央畜産会 (2016) 及び中央畜産会・畜産 ABL パンフレットによる。
- 3) 野口 (2019)・野口 (2020) による。

#### 【引用・参考文献】

中央畜産会 (2016)『畜産 ABL の円滑な導入定着のためのマニュアル（改訂版）一本編一』公益社団法人中央畜産会

野口敬夫 (2019)『金融機関における畜産 ABL の現状と課題－中央畜産会による全国アンケート調査の分析結果－』公益社団法人中央畜産会

野口敬夫 (2020)『農協系統組織における畜産 ABL の現状と課題－農業協同組合及び都道府県信用農業協同組合連合会へのアンケート調査分析－』公益社団法人中央畜産会

両角和夫 (2018)『農業金融の新たな融資手法としての ABL の活用と課題』（日本農業研究所報告『農業研究』第 31 号、2018 年 12 月）日本農業研究所 HP <https://www.nohken.or.jp>。

銀行、信用金庫、信用組合の皆様へ  
商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の皆様へ  
農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の皆様へ

「畜産動産担保融資」に関するアンケート調査へのご協力のお願い

時下ますますご清栄のことと存じます。

日頃より本会の畜産経営への支援事業をはじめとする各種事業等にご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、中央畜産会では、これまで畜産動産担保融資(asset-based lending)（以下、「畜産A B L」という。）の推進を図るため、alic 畜産業振興事業を活用し、関係機関の協力を得て、畜産A B Lの円滑な導入・定着のためのマニュアルやリーフレットを策定し、行政庁や金融機関、畜産関係機関へ配布するとともに、その活用促進に努めてきているところです。

また、畜産A B Lの取扱実態を把握するため、平成30年度は銀行、信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫を対象に、令和元年度は農業協同組合及び信用農業協同組合連合会を対象にアンケート調査を実施させていただき、その結果につきましては、アンケート調査に協力をいただいた金融機関に情報提供させていただくとともに当会のホームページにも掲載しているところです。

今年度は、平成30年度及び令和元年度のアンケート調査において、畜産A B Lに取り組んでいる（現在又は過去に貸付実績がある・実績はないが取扱っている）と回答をいただいた金融機関を対象に、具体的な取扱（一般担保としての取扱等）について把握させていただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙中のところ、お手を煩わせて恐縮に存じますが、なにとぞ趣旨をご理解の上、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートでお答えいただいた内容については、統計的に処理し、特定の個人・団体が識別できる情報として公表することはありませんことを申添えます。

令和2年8月

農林水産省生産局 畜産企画課  
農畜産業振興機構(alic) 畜產生産課  
中央畜産会 資金・経営対策部

ご記入に当たってのお願い

- 1 ボールペンまたは濃い鉛筆でご記入ください。
- 2 ご記入いただきましたら9月4日(金)までに、同封の返信封筒にて中央畜産会に送付していただきますようお願いいたします。
- 3 アンケートのご回答内容は、集計・分析して活用しますので、個々のご回答内容が公表されることはありません。
- 4 このアンケートに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
- 5 なお、電子媒体で回答を希望される場合は、当会のホームページからダウンロードしてください。また、当会への回答の送付をメールでご希望の金融機関の皆様は下記メールアドレスに送付してください。  
(ホームページ:「資金に関する情報 → 畜産A B Lに関する情報」)

公益社団法人 中央畜産会  
資金・経営対策部 部長 富永二郎  
主査 山西晃二

T E L : 03-6206-0833  
F A X : 03-5289-0890  
E-mail: shikin@sec.lin.gr.jp

## 「畜産A B L融資」に関するアンケート

このアンケートは、中央畜産会が事業実施主体となって実施する令和2年度畜産動産担保融資活用支援事業の一環として行うものであり、畜産経営の資金調達が円滑になされることを目的に、畜産関係資金の一つとして畜産A B Lの推進を図るものであります。

アンケートの回答は統計的に処理し、特定の個人・団体が識別できる情報として公表することはありません。

都道府県名	
金融機関名	

(ご連絡先)

ご担当者部署:

ご担当者氏名:

T E L :

F A X :

E-mail:

## 1 ABL(全業種対象)の融資実績・一般担保化について

○貴金融機関における全業種でのABLの取扱いについてお聞きします。  
(7ページからは畜産部門に特化してお聞きします。)

Q1 貴金融機関ではいつ頃からABLの取扱いを始めましたか(融資実績が無くても取り扱えるようになっている場合には、取り扱えるようになった時期をお書きください)。

取扱い開始時期： 年 月頃から

Q2 貴金融機関ではABLによる融資を取扱っていることを広くPRしていますか(またはPRしたことがありますか)。  
該当する項目に○をおつけください。

- ① 取扱っていることをホームページ等に載せている
- ② ABLで融資した際にプレスリリースしたことがある
- ③ 特にPRしたことはないが、金融庁等の資料で紹介されたことがある
- ④ 特にPR等はしていない
- ⑤ その他( )

Q3 どのような業種を対象にABL融資を実施したことがありますか(実施したことがなくとも、融資可能ですか)。  
該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 製造業
- ② 卸売業
- ③ 小売業
- ④ サービス業
- ⑤ 農業・林業・漁業
- ⑥ 医療・福祉業
- ⑦ その他( )

Q4 貴金融機関でA B Lの担保物件として取り扱っているものを教えてください。該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 棚卸資産(製商品、仕掛品等)
- ② 売掛債権(売掛金等)
- ③ 車両機械設備
- ④ その他( )

Q5 貴金融機関の近年のA B Lの貸付状況(貸付件数または貸付実行額)を教えてください。該当する項目に○をおつけください。

(1) 貸付件数

- ① 棚卸資産(製商品、仕掛品等)  
ア 増加傾向 イ 減少傾向 ウ ほぼ横ばい
- ② 売掛債権(売掛金等)  
ア 増加傾向 イ 減少傾向 ウ ほぼ横ばい
- ③ 車両機械設備  
ア 増加傾向 イ 減少傾向 ウ ほぼ横ばい

(2) 貸付実行額

- ① 棚卸資産(製商品、仕掛品等)  
ア 増加傾向 イ 減少傾向 ウ ほぼ横ばい
- ② 売掛債権(売掛金等)  
ア 増加傾向 イ 減少傾向 ウ ほぼ横ばい
- ③ 車両機械設備  
ア 増加傾向 イ 減少傾向 ウ ほぼ横ばい

Q6 貴金融機関でのA B Lにおける担保物件の取扱いについて教えてください。該当する項目に○をおつけください。

本アンケートにおける一般担保とは、自己査定上の一般担保のことを指しております。

- ① 全て一般担保として取り扱っている Q7へお進みください。
- ② 一般担保として取り扱っているものもある Q7へお進みください。
- ③ 一般担保として取り扱っていない Q10へお進みください。
- ④ その他( )

Q 6 で①又は②に○をつけた場合は、Q 7～Q 9への回答をお願いします。

Q 7 貴金融機関が一般担保として取り扱っているA B Lの担保物件は何ですか。該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 棚卸資産(製商品、仕掛品等)
- ② 売掛債権(売掛金等)
- ③ 車両機械設備
- ④ その他( )

Q 8 貴金融機関では担保物件を一般担保として取り扱うことのメリットをどのように考えていますか。該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 貸倒引当金に計上でき財務上の効果が大きい
- ② 保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる
- ③ 保全措置を取ることによって、限度額引上げや条件変更に円滑に対応できる
- ④ A B Lの推進が図られ、経営状況を把握できる顧客が増える
- ⑤ その他( )

Q 9 貴金融機関ではA B Lの担保物件を一般担保として取り扱うことについてどのような課題がありましたか(ありますか)。

該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 動産譲渡登記をすること等により担保である動産の第三者対抗要件を適切に備える
- ② 動産の数量や品質等を継続的にモニタリングする
- ③ 動産の評価を実際に実施する
- ④ 適切な換価処分の手段を確保する
- ⑤ 動産の性質に応じたスキームを確立する
- ⑥ その他( )

上記で選択した項目について、差し支えなければ、より具体的な課題、問題点を教えてください。



Q 6 で③に○をつけた場合は、Q 1 0への回答をお願いします。

Q 1 0 貴金融機関が A B L の担保物件を一般担保として取り扱ってこなかつた理由は何ですか。該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① これまで金融庁が示していた条件(注)を満たさない
- ② 手続き(スキームの構築、関係機関との連携等)が煩雑である
- ③ 費用対効果の問題(A B L の取扱いに係る時間、労力、費用と収益が見合わない)
- ④ モニタリングさえしていれば添え担保でも十分であり、一般担保化する必要がない
- ⑤ 一般担保化すると、担保保全できたとの安心感が生まれ、モニタリングの意識等が薄れる懸念がある
- ⑥ その他( )

(注)「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編<ABL 編>」

平成 25 年 6 月 4 日金融庁検査局

Q 1 1 貴金融機関におけるモニタリングの実施主体について教えてください。  
該当する項目に○をおつけください。②に○をつけた場合は差し支えなければ委託先をご記入ください。

- ① 自金融機関で実施している
- ② 他の機関に委託している(委託機関: )
- ③ 借入者に実施させ報告させている
- ④ その他( )

Q 1 1 で②に○をつけた場合は、Q 1 2への回答をお願いします。

Q 1 2 貴金融機関においてはモニタリングを他の機関に委託しているとのことですが、委託に係る費用負担の方法についてお聞かせください。  
該当する項目に○をおつけください。

- ① 借入者負担
- ② 金融機関負担
- ③ その他( )

Q13 貴金融機関におけるモニタリングの内容について教えてください。  
該当する項目に○をおつけください。

モニタリングの周期・実施方法等(該当する項目に○をおつけください)

① 関係データの報告： 有 · 無

有の場合 · ·

· 頻度： ア 月1回程度 イ 四半期に1回程度  
ウ 1年に1回程度 エ 不定期

② 現地確認の実施： 有 · 無

有の場合 · ·

· 頻度： ア 月1回程度 イ 四半期に1回程度  
ウ 1年に1回程度 エ 不定期

Q14 貴金融機関における借入者の債務不履行(デフォルト)時の担保物件の取扱いについて教えてください。該当する項目に○をおつけください。

① バックアップスキームを構築している

② バックアップスキームを構築していない

〔 構築している場合、差し支えなければどのようなスキームかを教えてください。 〕

## 2 貴金融機関における畜産A B Lの取扱いについて

○貴金融機関における畜産A B Lの取扱いについてお聞きします。

### 2-1 家畜を担保としたA B Lの取扱実績、担保としての取扱いについて

Q 1 5 貴金融機関ではこれまでに家畜(畜種は問いません)を担保に融資(畜産A B L)してほしいと相談を受けたことはありますか。該当する項目に○をおつけください。

- ① 受けたことがある
- ② 受けたことはない

Q 1 6 貴金融機関では家畜(畜種は問いません)を担保に融資をしたことはありますか。該当する項目に○をおつけください。

- ① ある
- ② ない

②の融資をしたことはないと答えられた理由で該当するものがあれば○をお付けください。

- ア 取扱いのための要項整備等ができていない
- イ 担保評価が困難である
- ウ 担保管理等が困難である
- エ その他( )

②のないと答えられた方はQ 1 7以降の質問に関しては、仮に畜産A B Lの融資案件が出てきた場合に考えられる対応方針についてお書きください。

Q 1 7 貴金融機関が家畜を担保に融資した実績がある場合(又は融資することが可能な場合)、その畜種は何ですか。

該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 乳用牛
- ② 肉用牛(ア 繁殖牛 イ 肥育牛)
- ③ 豚
- ④ その他( )

Q18 貴金融機関では担保として取得した家畜について、どのような第三者対抗要件を措置していますか。該当する項目に○をおつけください。

- ① 登記（注1）
- ② 占有改定（注2）
- ③ 登記または占有改定

差し支えなければ、その理由を教えてください。

（注1）「登記」とは動産譲渡登記制度（法務省）に基づくもの

（注2）「占有改定」とは民法第183条によるもの

Q19 貴金融機関が家畜を担保に融資した場合の貸付方式について教えてください。該当する項目に○をおつけください。

- ① 当座貸越
- ② 1年以内の短期
- ③ 2年以内の長期
- ④ 5年以内の長期
- ⑤ 5年を超える長期

Q20 貴金融機関における借入申込みから融資実行までの期間はどのくらいですか。この期間は他の不動産担保と比較してどうですか。  
該当する項目に○をおつけください。

借入申込みから融資実行までの期間 約 力月

- ① 他の不動産担保よりも短い
- ② 他の不動産担保よりも長い
- ③ 他の不動産担保と変わらない

Q 2 1 貴金融機関では家畜を担保とした融資を行う場合、他の資金と比べ貸付条件等にどのような違いがありますか。

該当する項目に○をおつけください。

- ① モニタリングに要する経費等を考慮して金利面で差をつけている(設けている)
- ② 金利面では差はつけていないがモニタリングに要する経費等については別途いただることとしている
- ③ 差はない
- ④ その他( )

Q 2 2 貴金融機関におけるモニタリングの実施について教えてください。

該当する項目に○をおつけください。②に○をつけた場合は差し支えなければ委託先をご記入ください。

- ① 自金融機関で実施している
- ② 他の機関に委託している(委託機関: )
- ③ 借入者に実施させ報告させている
- ④ その他( )

Q 2 2 で②に○をつけた場合は、Q 2 3への回答をお願いします。

Q 2 3 貴金融機関においてはモニタリングを他の機関に委託しているとのことですが、委託に係る費用負担の方法についてお聞かせください。

該当する項目に○をおつけください。

- ① 借入者負担
- ② 金融機関負担
- ③ その他( )

Q 2 4 貴金融機関におけるモニタリングの内容について教えてください。

モニタリングの周期・実施方法等(該当する項目に○をおつけください)

ア 家畜の異動状況(導入年月日、月初頭数、月中増加数、減少数(出荷・死亡数)、飼養日数など)

① 関係データの報告: 有 · 無

有の場合 · ·

· 頻度: ア 月1回程度 イ 四半期に1回程度  
ウ 1年に1回程度 エ 不定期

- ② 現地確認の実施： 有 ・ 無  
有の場合・  
・頻度： ア 月1回程度 イ 四半期に1回程度  
ウ 1年に1回程度 エ 不定期  
イ 経営状況（販売収入、餌代等の生産費用など）
- ① 関係データの報告： 有 ・ 無  
有の場合・  
・頻度： ア 月1回程度 イ 四半期に1回程度  
ウ 1年に1回程度 エ 不定期
- ② 現地確認の実施： 有 ・ 無  
有の場合・  
アの②現地確認と  
・同じタイミング  
・異なるタイミング  
異なるタイミングの場合  
・頻度： ア 月1回程度 イ 四半期に1回程度  
ウ 1年に1回程度 エ 不定期

Q 2 5 貴金融機関における借入者の債務不履行（デフォルト）時の家畜の取扱いについて教えてください。該当する項目に○をおつけください。

- ① バックアップスキームを構築している  
② バックアップスキームを構築していない

構築している場合、差し支えなければどのようなスキームかを教えてください。

Q 2 6 貴金融機関ではこれまでに畜産担保換価処分の実績はありますか。  
該当する項目に○をおつけください。

- ① ある （また、処分の際問題はありましたか。） ・ あった ・ なかった  
② ない

①で問題があったと回答された方にお聞きします。  
問題点はどのようなことですか。それは一般担保化を検討する上で阻害要因になりますか。

## 2-2 家畜の一般担保化について

Q27 貴金融機関では担保物件である家畜を一般担保として取り扱っていますか。該当する項目に○をおつけください。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ① 全て一般担保として取り扱っている    | Q28へお進みください。 |
| ② 一般担保として取り扱っているものもある | Q28へお進みください。 |
| ③ 一般担保として取り扱っていない     | Q30へお進みください。 |
| ④ その他( )              |              |

Q27で①又は②に○をつけた場合は、Q28～29への回答をお願いします。

Q28 貴金融機関では家畜を一般担保として取り扱うことのメリットをどのように考えていますか。該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ① 貸倒引当金に計上でき財務上の効果が大きい               |  |
| ② 保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる           |  |
| ③ 保全措置を取ることによって、限度額引上げや条件変更に円滑に対応できる |  |
| ④ ABLの推進が図られ、経営状況を把握できる顧客が増える        |  |
| ⑤ その他( )                             |  |

Q29 貴金融機関では担保物件である家畜を一般担保として取り扱うについて、どのような課題がありましたか(ありますか)(複数回答可)。

- |   |  |
|---|--|
| ① 動産譲渡登記をすること等により担保である家畜の第三者対抗要件を適切に備える |  |
| ② 家畜の数量や品質等を継続的にモニタリングする                |  |
| ③ 家畜の評価を実際に実施する                         |  |
| ④ 家畜の適切な換価処分の手段を確保する                    |  |
| ⑤ 家畜の性質に応じたスキームを確立する                    |  |
| ⑥ その他( )                                |  |

上記で選択した項目について、差し支えなければ、より具体的な課題、問題点を教えてください。



Q 2 7 で③に○をつけた場合は、Q 3 0への回答をお願いします。

Q 3 0 貴金融機関では、今後家畜を一般担保として取り扱うことを考えていますか。該当する項目に○をおつけください。

① 考えている Q31 へお進みください。

② 特に考えていない Q32 へお進みください。

[ 差し支えなければ、特に考えていない理由を教えてください ]

Q 3 0 で①に○をつけた場合は、Q 3 1への回答をお願いします。

Q 3 1 一般担保としての取扱いを考えている理由は何ですか。

該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① 一定部分について個別に引当てをせずにすむという収益的メリットがある
- ② ABLは、正常先や要注意先に対して利用されているものが多いため、一般担保化することに特に高いハードルはない
- ③ その他( )

Q 2 7 で③に○をつけ、Q 3 0 で②に○をつけた場合は、Q 3 2への回答をお願いします。

Q 3 2 一般担保として取り扱っていない(特に考えていない)理由は何ですか。  
該当する項目に○をおつけください(複数回答可)。

- ① これまで金融庁が示していた条件(注)を満たさない
- ② 手続き(スキームの構築、関係機関との連携等)が煩雑である
- ③ 費用対効果の問題(ABLの取扱いに係る時間、労力、費用と収益が見合わない)
- ④ モニタリングさえしていれば添え担保でも十分であり、一般担保化する必要がない
- ⑤ 一般担保化すると、担保保全できたとの安心感が生まれ、モニタリングの意識等が薄れる懸念がある
- ⑥ その他( )

(注)「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編<ABL編>」

平成25年6月4日金融庁検査局

### 3 その他

Q 3 3 昨年、金融庁の検査マニュアルが廃止されましたが、貴金融機関では、今後、A B Lへの取組みの考え方、一般担保化についての考え方は変わりますか。うち、畜産A B Lではどうですか。該当する項目に○をおつけください（複数回答可）。

- ① 検査マニュアル等は廃止されたが基本的考え方は変わらないと思われるの  
で、特には変わらない
- ② 独自の考え方を整理したものを作成し対応していく
- ③ まだ考え方の結論は出ていない
- ④ その他( )

（うち、畜産A B L）

- ⑤ 検査マニュアル等は廃止されたが基本的考え方は変わらないと思われるの  
で、特には変わらない
- ⑥ 独自の考え方を整理したものを作成し対応していく
- ⑦ まだ考え方の結論は出っていない
- ⑧ その他( )

Q 3 4 A B Lという手法は、今後どうなっていくと考えていますか。

うち、畜産A B Lではどうですか。該当する項目に○をおつけください。

- ① 伸びると思われる
  - (伸びると思われる理由をお書きください)
- ② 伸びないとと思われる
  - (伸びないとと思われる理由をお書きください)
- ③ 大きな変化はない
- ④ 業種によって異なるのではないか
- ⑤ その他( )

(うち、畜産A B L)

- ⑥ 伸びると思われる

{ (伸びると思われる理由をお書きください) }

- ⑦ 伸びないとと思われる

{ (伸びないとと思われる理由をお書きください) }

- ⑧ 大きな変化はない

- ⑨ 畜種によって異なるのではないか

- ⑩ その他( )

Q 3 5 貴金融機関の畜産A B L利用顧客に貴金融機関が面談する際に、中央畜産会が同行し畜産A B L利用顧客から畜産A B Lを利用して良かった点などについて直接お話を聞くことは可能ですか。該当する項目に○をおつけください。

- ① 相談に応じることは可能

- ② 相談には応じられない

Q 3 6 畜産A B Lに関し研修会あるいは意見交換会を計画した場合、貴金融機関は参加されますか(複数回答可)。

- ① 参加する

- ② 県内開催であれば参加する

- ③ 講師によっては参加する

- ④ 研修テーマによっては参加する (希望するテーマ: )

- ⑤ 参加しない

- ⑥ その他( )

Q 3 7 新型コロナウイルス発生により各方面で影響が出ていますが、これまでと比較してA B Lに対する保全面での考え方等について変化等があれば教えてください。

{ ご自由にお書きください。 }

**要望事項等について**

Q 3 8 畜産A B Lに関して、中央畜産会や各県の畜産協会等畜産関係団体への要望事項があればお書きください。

[ ]

ご協力ありがとうございました。

畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会委員名簿  
(令和2年度)

(中央検討委員会委員)

区分	氏名	所属等
学識経験者	両角 和夫	公益財団法人日本農業研究所（客員研究員）
	野口 敬夫	東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科（准教授）
	深谷 耕司	元 公益財団法人農林水産長期金融協会 職員
	山崎 政行	元 株式会社 日本政策金融公庫 職員
全国団体	小林 康幸	一般社団法人全国農業協同組合中央会 農政部 畜産・青果対策課（課長）（2年8月26日から）
	杉山 隆之	一般社団法人全国農業協同組合中央会 農政部 畜産・青果対策課（課長）（2年8月21日まで）
	浦田 克博	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部（次長）
	市川 明弘	協同組合 日本飼料工業会 企画振興部（部長）
金融機関	横瀬 裕典	農林中央金庫 食農法人営業本部営業企画部（部長代理）
	古江 正俊	株式会社 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 営業推進部 営業支援グループ（グループリーダー）
	多賀 俊郎	株式会社商工組合中央金庫 業務企画部（次長）（2年7月2日から）
	高野 祥臣	株式会社商工組合中央金庫 業務企画部（次長）（2年6月まで）
	西村 俊彦	株式会社 みずほ銀行 法人推進部 法人ソリューション戦略室（調査役）（2年8月5日から）
	安江 早織	株式会社 みずほ銀行 法人推進部 法人ソリューション戦略室 ファイナンス第一チーム（2年7月まで）
	大木 洋一	株式会社 栃木銀行 法人営業部（主任調査役）（2年10月8日から）
	千秋 直紀	株式会社 栃木銀行 法人営業部（主任調査役）（2年9月まで）
	馬門 孝幸	株式会社 鹿児島銀行 自然部（主任調査役）
評価会社	吉木 威雄	トゥルーバグループホールディングス株式会社 A B Lソリューション部（次長）
畜産団体等	市居 幸喜	一般社団法人 北海道酪農畜産協会 経営支援部（部長）
	梶川 雅弘	一般社団法人 長崎県畜産協会（事務局長）

(事務局・検討委員会オブザーバー)

区分	氏名	所 属 等
事業実施主体 (事務局)	富永 二郎	公益社団法人中央畜産会 資金・経営対策部(部長)
	山西 晃二	公益社団法人中央畜産会 資金・経営対策部(主査)
オブザーバー (農林水産省)	伊藤 麻子	農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課(課長補佐)(2年8月5日から)
	加茂前 清尚	農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課(課長補佐)(2年8月4日まで)
	吉村 和敏	農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課(係長)
オブザーバー 〔農畜産業 振興機構〕	山崎 良人	独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産生産課(課長)
	浦里 知明	独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産生産課(課長補佐)(2年10月1日から)
	伊藤 久美	独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産生産課(課長補佐)(2年9月30日まで)